

目次

建築物解体工事共通仕様書 令和4年版 ..... 1

1章 各章共通事項 ..... 1

1節 共通事項 ..... 1

2節 工事関係図書 ..... 3

3節 工事現場管理 ..... 4

4節 石綿含有建材の調査 ..... 6

5節 施工調査 ..... 7

6節 施工 ..... 7

7節 工事検査及び技術検査 ..... 7

2章 仮設工事 ..... 9

1節 共通事項 ..... 9

2節 騒音、粉じん、足場等 ..... 9

3節 仮設物 ..... 9

4節 山留め ..... 10

3章 解体施工 ..... 10

1節 共通事項 ..... 10

2節 事前措置 ..... 11

3節 建築物の解体順序及び方法 ..... 11

4節 建築設備 ..... 12

5節 内装材 ..... 12

6節 屋根葺材等 ..... 12

7節 外装材 ..... 13

8節 躯体 ..... 13

9節 基礎及び杭 ..... 14

10節 工作物(建築物以外のもの) ..... 14

11節 構内舗装、樹木等 ..... 14

12節 地下埋設物及び埋設配管 ..... 14

13節 解体後の整地 ..... 15

4章 建設廃棄物の処理 ..... 16

1節 共通事項 ..... 16

2節 建設廃棄物の保管 ..... 16

3節 建設廃棄物の運搬、処分等の委託 ..... 16

4節 再資源化等及び最終処分 ..... 17

5節 処理に注意を要する建設廃棄物 ..... 17

5章 特別管理産業廃棄物の処理 ..... 19

1節 共通事項 ..... 19

2節 特別管理産業廃棄物の保管 ..... 19

3節 特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託 ..... 19

4節 特別管理産業廃棄物の処理等 ..... 20

6章 石綿含有建材の除去及び処理 ..... 21

1節 共通事項 ..... 21

2節 除去工事共通事項 ..... 21

3節 石綿含有吹付け材の除去 ..... 22

4節 石綿含有保温材等の除去 ..... 24

5節 石綿含有成形板等の除去 ..... 24

6節 石綿含有仕上塗材の除去 ..... 25

7章 特殊な建設副産物の処理 ..... 27

1節 共通事項 ..... 27

2節 特殊な建設副産物の保管 ..... 27

3節 特殊な建設副産物の処理等 ..... 27

建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) ..... 29

第1章 総則 ..... 29

第1 目的 ..... 29

第2 適用 ..... 29

第3 工法の選定 ..... 29

第4 工期 ..... 29

第5 公衆災害防止対策経費 ..... 29

第6 現場組織体制 ..... 29

第7 隣接工事との調整 ..... 29

第8 付近居住者等への連絡 ..... 29

第9 事故発生時の措置 ..... 30

第2章 一般事項 ..... 30

第10 整理・整頓 ..... 30

第11 飛来落下による危険防止 ..... 30

第12 粉塵対策 ..... 30

第13 適正な照明 ..... 30

第14 火災防止 ..... 30

第15 騒音、振動及び電波障害対策 ..... 30

第16 周辺構造物への対策 ..... 31

第17 公共設備等への対策 ..... 31

第18 道路上での作業 ..... 31

第19 巡視 ..... 31

第3章 交通対策 ..... 31

第20 現場への車両の出入り ..... 31

第21 車両交通対策 ..... 31

第22 歩行者対策 ..... 32

第4章 仮設構造物 ..... 32

第23 仮囲い、出入口 ..... 32

第24 歩行者用仮設通路 ..... 32

第25 乗入れ構台 ..... 32

第26 荷受け構台 ..... 33

第27 外部足場 ..... 33

第28 防護棚 ..... 33

第29 危険物貯蔵 ..... 33

第5章 機械、電気、その他の設備 ..... 34

第30 機械 ..... 34

第31 組立て及び解体 ..... 34

第32 使用及び移動 ..... 34

第33 休止 ..... 34

第34 維持管理 ..... 34

建築物解体工事共通仕様書＋参考資料

第 35 基礎工事用機械 .....	35	第 5 発注者の責務と役割 .....	43
第 36 移動式クレーン .....	35	第 6 元請業者及び自主施工者の責務と役割 .....	43
第 37 クレーン、ゴンドラ及び建設用リフト .....	35	第 7 下請負人の責務と役割 .....	43
第 38 仮設電気設備 .....	35	第 8 その他の関係者の責務と役割 .....	43
第 6 章 解体工事 .....	35	第 3 章 計画の作成等 .....	44
第 39 一般事項 .....	35	第 9 工事全体の手順 .....	44
第 40 粉塵、飛散防止 .....	35	第 10 事前調査の実施 .....	45
第 41 アスベスト対策 .....	35	第 11 元請業者による分別解体等の計画の作成 .....	45
第 42 騒音、振動対策 .....	36	第 12 工事の発注及び契約 .....	47
第 43 危険物解体 .....	36	第 13 工事着手前に行うべき事項 .....	47
第 44 解体材対策 .....	36	第 14 工事現場の管理体制 .....	48
第 7 章 土工事及び山留め工事 .....	36	第 15 工事完了後に行うべき事項 .....	48
第 45 掘削 .....	36	第 4 章 建設発生土 .....	48
第 46 地下水対策 .....	36	第 16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進 .....	48
第 47 山留め計画 .....	37	第 17 工事現場等における分別及び保管 .....	49
第 48 親杭、横矢板 .....	37	第 18 運搬 .....	49
第 49 鋼矢板（シートパイル） .....	37	第 19 受入地での埋立及び盛土 .....	49
第 50 ソイルセメント柱列山留め壁（SMW） .....	37	第 5 章 建設廃棄物 .....	49
第 51 その他の山留め壁 .....	37	第 20 分別解体等の実施 .....	49
第 52 腹おこし .....	37	第 21 排出の抑制 .....	50
第 53 切りばり .....	38	第 22 処理の委託 .....	50
第 54 支柱 .....	38	第 23 運搬 .....	51
第 55 グランドアンカー .....	38	第 24 再資源化等の実施 .....	51
第 56 山留め管理 .....	38	第 25 最終処分 .....	51
第 57 埋戻し .....	38	第 6 章 建設廃棄物ごとの留意事項 .....	51
第 8 章 地業工事及び地下工事 .....	39	第 26 コンクリート塊 .....	51
第 58 杭地業 .....	39	第 27 アスファルト・コンクリート塊 .....	51
第 59 地盤改良工事 .....	39	第 28 建設発生木材 .....	52
第 60 地下工事 .....	39	第 29 建設汚泥 .....	52
第 61 逆打工事 .....	39	第 30 廃プラスチック類 .....	52
第 9 章 改修工事 .....	39	第 31 廃石膏ボード等 .....	52
第 62 改修工事 .....	39	第 32 混合廃棄物 .....	53
第 10 章 各種工事 .....	40	第 33 特別管理産業廃棄物 .....	53
第 63 荷取り .....	40	第 34 特殊な廃棄物 .....	53
第 64 型枠及びコンクリート工事 .....	40	建築物安全施工技術指針 .....	54
第 65 鉄骨工事 .....	40	第 I 編 総 則 .....	54
第 66 外装仕上げ工事 .....	40	第 II 編 一般・共通事項 .....	54
第 67 建設資材等の運搬 .....	40	第 1 章 安全施工の一般事項 .....	54
第 68 建設副産物 .....	40	第 2 章 仮設工事 .....	54
建設副産物適正処理推進要綱 .....	41	第 3 章 建設機械 .....	55
第 1 章 総則 .....	41	第 III 編 各種工事 .....	56
第 1 目的 .....	41	第 1 章 建築工事 .....	56
第 2 適用範囲 .....	41	第 2 章 電気設備工事 .....	56
第 3 用語の定義 .....	41	第 3 章 機械設備工事 .....	56
第 4 基本方針 .....	42	第 4 章 外構工事 .....	57
第 2 章 関係者の責務と役割 .....	43		

建築物解体工事共通仕様書 + 参考資料

第 5 章 改修工事 .....57  
第 6 章 解体工事 .....58

**建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン** .....59

（事前情報の提供・収集と調査の実施による施工計画の作成） .....59  
（想定外の状況への対応と技術者等の適正な配置） .....59  
（建築物外周の張り出し部、カーテンウォール等の外壁への配慮） .....59  
（増改築部等への配慮） .....60  
（大規模な建築物への配慮） .....60  
（建築物の設計図書等の保存） .....60

# 建築物解体工事共通仕様書

令和4年版

令和4年3月23日 国営建技第11号  
最終改定 令和4年5月10日 国営建技第1号

この共通仕様書は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房

## 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版

## I 章 各章共通事項

## I 節 共通事項

## I.1.1 一般事項

## (1) 適用範囲

建築物解体工事共通仕様書（以下「解体共通仕様書」という。）は、建築物等の解体工事に適用する。

## (2) 受注者は、設計図書（別冊の図面、解体共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、責任をもって履行する。

## (3) 解体共通仕様書の適用

(ア) 解体共通仕様書の2章以降の各章は、1章と併せて適用する。

(イ) 解体共通仕様書の2章以降の各章において、共通事項が1節に規定されている場合は、2節以降の規定と併せて適用する。

## (4) 優先順位

全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次の(ア)から(オ)までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は1.1.8による。

(ア) 質問回答書（(イ)から(オ)に対するもの）

(イ) 現場説明書

(ウ) 特記仕様書

(エ) 別冊の図面

(オ) 解体共通仕様書

## I.1.2 用語の定義

解体共通仕様書の用語の意義は、次による。

なお、3章以降の各章において用いる用語の意義は、その章の用語の定義の項による。

(ア) 「監督職員」とは、契約書に基づく監督職員、監督員又は監督官をいう。

(イ) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。

(ウ) 「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督職員に対し、書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解することをいう。

(エ) 「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。

(オ) 「監督職員と協議」とは、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

(カ) 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況、調査結果等について、受注者等から提出された施工管理記録に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。

なお、「施工管理記録」とは、施工管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。

(キ) 「監督職員の立会い」とは、監督職員が臨場により、必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うことをいう。

(ク) 「監督職員に報告」とは、受注者等が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。

(ケ) 「監督職員に提出」とは、受注者等が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

- (コ)「特記」とは、1.1.1(4)の(ア)から(イ)までに指定された事項をいう。
- (カ)「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
- (シ)「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (ス)「JIS」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格をいう。
- (セ)「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。
- (ソ)「技術検査」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に基づき、工事中及び完成時の施工状況の確認並びに評価をするために、発注者又は検査職員が行う検査をいう。

### 1.1.3 官公署その他への届出手続等

- (1) 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。

### 1.1.4 工事实績情報システム(CORINS)への登録

- (1) 工事实績情報システム(CORINS)への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日は含まない。
  - (ア) 工事受注時 契約締結後10日以内
  - (イ) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内
  - (ウ) 工事完成時 工事完成後10日以内
 なお、変更登録は、工期、技術者等の変更が生じた場合に行う。
- (2) 登録後は、登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。
 

なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。

### 1.1.5 書面の書式及び取扱い

- (1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員と協議する。
- (2) 標準仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
- (3) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法(昭和24年法律第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。

### 1.1.6 設計図書等の取扱い

- (1) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。
- (2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

### 1.1.7 関連工事等の調整

契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という。）について、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。

### 1.1.8 疑義に対する協議等

- (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は解体方法等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項について、記録を整備する。

### 1.1.9 工事の一時中止に係る事項

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

(ア) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合

(イ) 関連工事等の進捗が遅れた場合

(ウ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合

(エ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合

(オ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

### 1.1.10 工期の変更に係る資料の提出

契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

### 1.1.11 特許の出願等

工事の施工上の必要から材料、施工方法等を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。

### 1.1.12 埋蔵文化財その他の物件

工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。

なお、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、発注者に帰属する。

### 1.1.13 関係法令等の遵守

工事の施工に当たり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。

## 2 節 工事関係図書

### 1.2.1 実施工程表

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (2) 実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (3) 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (5) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。

### 1.2.2 施工計画書

- (1) 工事の着手に先立ち、施工管理体制、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法、建設副産物の処理等について施工の具体的な計画を定めた施工計画書（総合施工計画書等）を作成し、監督職員に提出する。
- (2) 施工計画書の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (3) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

### 1.2.3 工事の記録等

- (1) 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる書式等は、特記による。
- (2) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- (3) 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (4) 次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する場合は、施工管理記録、解体工事状況の工事写真等を整備する。
  - (ア) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
    - (イ) 3.2.1 [事前措置] 及び 3.3.1 [解体順序] の各段階における工程の途中及び一工程が完了した場合
    - (ウ) 4.1.2 [建設副産物] (ア)を処理する場合
    - (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合
- (5) (2)から(4)までの記録等について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出する。

## 3節 工事現場管理

### 1.3.1 施工管理

- (1) 工事に先立ち、当該工事対象建築物、埋設物、周辺状況等を十分把握し、適切な施工管理体制を確立し、工程、安全、建設副産物処理等の施工管理を行う。
- (2) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。
- (3) 解体施工に携わる下請負人について、建設業法又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく要件を証明する資料を監督職員に提出する。

### 1.3.2 建設副産物対策等の責任者

次の(ア)から(ウ)の責任者を選任し、適切な業務を行う。

なお、責任者は兼任することができる。

#### (ア) 建設副産物対策責任者

建設副産物対策が適切に実施されるよう指導する者として、建設副産物対策の責任者を選任し、監督職員に報告する。

#### (イ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。

#### (ウ) 産業廃棄物処理責任者

当該現場に産業廃棄物処理施設を設ける場合は、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理責任者を選任し、監督職員に報告する。

### 1.3.3 電気保安技術者

- (1) 電気保安技術者は次により、配置は特記による。



(ア) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

(イ) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。

(2) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。

(3) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

#### 1.3.4 工事中の電力設備の保安責任者

(1) 工事中の電力設備の保安責任者を定め、監督職員に報告する。

(2) 保安責任者は、関係法令に基づき、適切な保安業務を行う。

#### 1.3.5 施工条件

(1) 施工日及び施工時間は、次による。

(ア) 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(イ) 設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

(ウ) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

(2) 工事中の車両の駐車場所及び資機材の置場所は、特記による。

(3) (1)及び(2)以外の施工条件は、特記による。

#### 1.3.6 工事中の安全確保

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）及び建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け建設省営監発第13号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

(2) 同一場所にて関連工事等が行われる場合で、監督職員から労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。

(3) 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。

(4) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

(5) 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災防止の措置を講ずる。

(6) コンクリート破砕片、鉄筋・鉄骨の切断片等の飛散により、第三者及び作業員に危害を与えないよう、解体作業区域を関係者以外の立入禁止区域とし、必要に応じて監視員を置くなどの措置を講ずる。

(7) 工事現場内及びその周辺の安全巡視を行い、災害防止に努める。

(8) 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。

(ア) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。

(イ) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合、直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合、あらかじめその概要を監督職員に報告のうえ、対応を行う。

### 1.3.7 交通安全管理

建設副産物の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努める。

### 1.3.8 災害等発生時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

### 1.3.9 施工中の環境保全等

- (1) 建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法(平成5年法律第91号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、廃棄物処理法、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日付け建設省経建発第3号)を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努める。
- (2) 工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努める。

### 1.3.10 発生材の処理

解体工事に伴い発生する建設副産物の処理は、次による。

- (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、**特記による**。特記がなければ、引渡しを要するものは、金属類及びポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)含有物とする。  
 なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。
- (イ) 発生材のうち、工事現場において再利用及び再資源化を図るものは、**特記による**。  
 なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成し、監督職員に提出する。
- (ウ) (ア)及び(イ)以外のものは、全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督職員に報告する。また、4章[建設廃棄物の処理]、5章[特別管理産業廃棄物の処理]、6章[石綿含有建材の除去及び処理]及び7章[特殊な建設副産物の処理]により適切に処理する。

## 4 節 石綿含有建材の調査

### 1.4.1 事前調査

あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

- (ア) 調査範囲、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、**特記による**。
- (イ) 調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。  
 なお、分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正令和3年12月22日基発1222第17号)に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととし、適用は**特記による**。
- (ウ) 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

## 5節 施工調査

### 1.5.1 施工計画調査

工事の着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行う。

### 1.5.2 施工数量調査

- (1) 施工に先立ち、施工数量調査を行う。調査範囲及び調査方法は特記による。
- (2) 調査の結果を監督職員に報告し、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

## 6節 施工

### 1.6.1 施工

施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書等に基づき行う。

### 1.6.2 技能士

- (1) 技能士は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による一級技能士又は単一等級の資格を有する技能士をいい、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。
- (2) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の作業従事者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。
- (3) 技能士の資格を証明する資料を、監督職員に提出する。

### 1.6.3 施工の確認及び報告

3.2.1 [事前措置] 及び 3.3.1 [解体順序] の各段階の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。

なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。

### 1.6.4 施工の検査

設計図書に定められた場合又は 1.6.3 により報告した場合は、監督職員の検査を受ける。

### 1.6.5 施工の立会い

- (1) 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。
- (2) 監督職員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

### 1.6.6 工法等の提案

設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合は、監督職員と協議する。

- (ア) 安全性の確保に有効な工法等の提案
- (イ) 環境の保全に有効な工法等の提案
- (ウ) 生産性向上に有効な工法等の提案

## 7節 工事検査及び技術検査

### 1.7.1 工事検査

- (1) 契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ア)及び(イ)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。
  - (ア) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。
  - (イ) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。
- (2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。
- (3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。

(4) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。

### 1.7.2 技術検査

- (1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく技術検査を行う時期は、次による。
- (ア) 1.7.1の(1)及び(2)に示す工事検査を行うとき。
  - (イ) 工事施工途中における技術検査(中間技術検査)の実施回数及び実施する段階が特記された場合は、その実施する段階に到達したとき。
  - (ウ) 発注者が特に必要と認めたとき。
- (2) 技術検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (3) 技術検査に必要な資機材、労務等を提供する。

## 2章 仮設工事

### 1節 共通事項

#### 2.1.1 一般事項

この章は、建築物等を解体するために必要な仮設工事に適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

#### 2.1.2 仮設材料

仮設に使用する材料は、適切な性能を有するものとし、新品に限らない。

### 2節 騒音、粉じん、足場等

#### 2.2.1 騒音・粉じん等の対策

(1) 騒音・粉じん等の対策は、次の(ア)から(ウ)までにより、適用は**特記による**。特記がなければ、(ア)による。

なお、シート類は防炎処理されたものとする。

(ア) 防音パネルは、隙間なく取り付ける。

(イ) 防音シートは、重ねと結束を十分に施し、隙間なく取り付ける。

(ウ) 養生シート等は、隙間なく取り付ける。

(2) 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等は、**特記による**。足場等は、防音パネル等の取付けに適した材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

(3) ブレーカー、穿孔機、圧砕機等による粉じん発生部には、常時散水を行う。

(4) 3.8.2[躯体の解体](3)(ウ)の「転倒解体」を行う場合は、転倒解体箇所及びその周辺部に十分な散水を行う。

#### 2.2.2 足場等

(1) 足場、作業構台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事等編)その他関係法令等に基づき、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

(2) 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省平成21年4月24日)の「(別紙)手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

(3) 屋根等での作業における墜落事故防止対策は、JIS A 8971(屋根工事用足場及び施工方法)の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。

(4) 定置する足場、作業構台等は、関連工事等の関係者に無償で使用させる。

### 3節 仮設物

#### 2.3.1 監督職員事務所等

(1) 監督職員事務所の設置、規模及び仕上げの程度は、**特記による**。

(2) 監督職員事務所の設備、備品等

(ア) 監督職員事務所に設ける設備は、監督職員と協議する。

(イ) 監督職員事務所に設置する備品等の種類及び数量は、**特記による**。

(ウ) 監督職員事務所の光熱水費、通信費、消耗品等は、受注者の負担とする。

(3) 仮設物等の設置は、関係法令等に基づき行う。なお、作業員宿舎は、工事現場内に設けない。

(4) 工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示す表示板を設ける。

(5) 工事完成までに、仮設物を撤去し、撤去跡及び付近の清掃、地均し等を行う。

## 4節 山留め

### 2.4.1 山留めの設置

- (1) 山留めは、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）その他関係法令等に基づき、安全に設置する。
- (2) 山留めは、地盤の過大な変形や崩壊を防止できるものとし、地盤調査報告書、工事現場の土質状況等を総合的に判断し、適切な構造計算を行い、所定の耐力を有するものとする。

### 2.4.2 山留めの管理

山留め設置期間中は、常に周辺地盤、山留めの状態を点検及び計測する。異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じ、監督職員に報告する。

### 2.4.3 山留めの撤去

山留めの撤去は、撤去しても安全であることを確認した後、慎重に行い、鋼材等の抜き跡は地盤の変形を防止する適切な措置を講ずる。

## 3章 解体施工

### 1節 共通事項

#### 3.1.1 一般事項

この章は、建築物等の解体施工に適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

#### 3.1.2 用語の定義

この章における用語の意義は、次による。

- (ア) 「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物等をその処理形態に応じて分別し、当該建築物を計画的に解体することをいう。
- (イ) 「破碎解体」とは、圧碎機、ブレーカー等により、躯体を破碎して解体することをいう。
- (ウ) 「転倒解体」とは、柱、壁等の転倒方向を定めて脚部の一部を破壊し、所定の方向に転倒させ解体することをいう。
- (エ) 「部材解体」とは、カッター、ワイヤソー等により、躯体を部材ごと又は柱、梁等の部材が組み合ったブロックごとに、切り離し解体することをいう。
- (オ) 「自立状態」とは、柱、壁等が他の架構、壁等から切り離され、自立した状態をいう。

#### 3.1.3 施工計画調査

解体施工に係る施工計画調査は、次による。

##### (ア) 解体等の施工計画作成に係る調査

##### (イ) 構造的安全性等に係る次の(a)から(d)までの調査

- (a) 重機、コンクリート破砕片等の想定される荷重に対する、床及び梁の強度等の構造計算による確認
- (b) 異種構造接合部の状況調査
- (c) 内装材等の解体後における構造体の劣化状況調査
- (d) カーテンウォール取付け状況等の調査

#### 3.1.4 有害物質を含む材料の処理

解体部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることが発見された場合、監督職員と協議する。

## 2節 事前措置

### 3.2.1 事前措置

建築物等の解体に先立ち、次の事前措置を行う。

- (ア) 特別管理産業廃棄物は、5章〔特別管理産業廃棄物の処理〕による処理を行う。
- (イ) 石綿含有建材は、6章〔石綿含有建材の除去及び処理〕による処理を行う。
- (ウ) 特殊な建設副産物は、7章〔特殊な建設副産物の処理〕による処理を行う。
- (エ) 各種設備機器の停止並びに給水、ガス、電力及び通信の供給が停止していることを確認する。
- (オ) なお、給水管、ガス管、ケーブル等の供給管等の切断は、次の(a)及び(b)による。
  - (a) 切断は、解体に支障がない位置で適切に行い、給水管、ガス管等は一次側をプラグ止めとし、止水又は漏えい防止の措置を講ずる。また、切断位置を明確にし、記録を監督職員に提出する。
  - (b) 工事に支障となる配管、配線等の切回しが必要な場合は、監督職員と協議する。
- (カ) 落下するおそれのある付属物は、事前に撤去する。
- (キ) 建築物等の解体に当たり、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は、監督職員と協議のうえ、駆除等を行う。
- (ク) 電気設備のコンデンサ等は、残留電荷を確認し、残留がある場合は放電を行う。
- (ケ) 蓄電池等は、充電状態の確認を行い、短絡等による事故を防止する。
- (コ) 衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による異臭の発生を防止する。
- (サ) 浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等は、事前に回収し、洗浄、消毒等の措置を行うものとし、適用は、特記による。
- (シ) なお、措置を行う場合は、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。
- (ス) オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油は、事前に回収し、洗浄等の措置を行うものとし、適用は、特記による。ただし、廃油は、5.4.1〔特別管理産業廃棄物の処理等〕(4)により、処理する。
- (セ) なお、措置を行う場合は、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。

## 3節 建築物の解体順序及び方法

### 3.3.1 解体順序

解体は、3.2.1の事前措置を行った後、建設リサイクル法に基づき、次の(ア)から(ウ)までに示す順序による。ただし、これにより難しい場合は順序を変更し、監督職員に報告する。

- (ア) 建築物
  - (a) 建築設備及び内装材の取外し
  - (b) 屋根葺材等の取外し
  - (c) 外装材の取壊し
  - (d) 躯体の取壊し
  - (e) 基礎及び杭の取壊し
- (イ) 工作物(建築物以外のもの)
  - (a) さく、照明設備等の附属物の取外し
  - (b) 工作物のうち基礎以外の部分の取壊し
  - (c) 基礎及び杭の取壊し
- (ウ) その他
  - (a) 構内舗装等の取壊し
  - (b) 地下埋設物及び埋設配管の取壊し

### 3.3.2 解体方法

- (1) 解体の方法は、次のいずれかとする。
- (ア) 手作業
  - (イ) 手作業及び機械による作業
- (2) 3.3.1の解体順序のうち(ア)の(a)及び(b)並びに(イ)(a)の解体方法は、手作業とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、手作業及び機械による作業によることができる。

## 4 節 建築設備

### 3.4.1 建築設備

- (1) 電気設備は、次の(ア)から(キ)までの種類ごとに分別解体する。
- (ア) 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物
  - (イ) 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品
  - (ウ) 機器類
  - (エ) 断熱材
  - (オ) 配管類
  - (カ) 電線及びケーブル類
  - (キ) その他の電気設備
- (2) 機械設備は、次の(ア)から(カ)までの種類ごとに分別解体する。
- (ア) 配管及びダクト
  - (イ) 機器類
  - (ウ) 保温材
  - (エ) ユニットバス等
  - (オ) 衛生陶器類
  - (カ) その他の機械設備

## 5 節 内装材

### 3.5.1 内装材

内装材は、次の(ア)から(カ)までの種類ごとに分別解体する。

- (ア) 木材
  - なお、C C A処理木材の処理方法は、4.5.1 [処理に注意を要する建設廃棄物] (ア)による。
- (イ) 鋼製建具、アルミニウム製建具、ステンレス製建具等
- (ウ) せっこうボード
  - なお、せっこうボードの処理方法は、4.5.1 [処理に注意を要する建設廃棄物] (イ)による。
- (エ) A L Cパネル
- (オ) 壁、天井材等の軽量鉄骨下地等
- (カ) その他の内装材等

## 6 節 屋根葺材等

### 3.6.1 屋根葺材

- (1) 屋根葺材等は、次の(ア)から(エ)までの種類ごとに分別解体する。
- (ア) 長尺金属板、折板等
  - (イ) 粘土瓦、セメント瓦等
  - (ウ) 屋根葺材等の金属下地等



- (イ) その他の屋根葺材等
- (2) 屋根葺材等の取外しは、取付け部等の状況に十分注意し、倒壊及び落下防止に必要な措置を講ずる。

### 3.6.2 屋根防水

屋根防水材等は、次の(ア)から(オ)までの種類ごとに分別解体する。

- (ア) 防水層保護のコンクリート
- (イ) れんが等
- (ウ) 断熱材等
- (エ) アスファルト防水材
- (オ) その他の防水材等

## 7節 外装材

### 3.7.1 外装材

外装材は、次の(ア)から(ク)までの種類ごとに分別解体する。

- (ア) A L Cパネル
- (イ) 押出成形セメント板
- (ウ) メタルカーテンウォール
- (エ) P Cカーテンウォール
- (オ) ガラスカーテンウォール
- (カ) ガラス
- (キ) 建具
- (ク) その他の外装材

なお、外装材等の取壊しは、取付け部等の状況に十分注意し、倒壊及び落下防止に必要な措置を講ずる。

## 8節 躯体

### 3.8.1 躯体

躯体は、次の(ア)から(オ)までの種類ごとに分別解体する。

- (ア) コンクリート
- (イ) 鉄筋
- (ウ) 鉄骨
- (エ) 木材
- (オ) その他の構造材

### 3.8.2 躯体の解体

- (1) 解体に当たり、躯体の安定性を常に確認し、施工計画と相違する点が判明した場合は、工事を一時中断し、適切な措置を講ずる。
- (2) 解体に重機等を使用する場合は、重機、コンクリート塊等の重量、振動又は衝撃に対して、床、梁又は地盤等に適切な補強を行い、安全性を確保する。
- (3) 解体工法は、次による。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
  - (ア) 階上からの作業による破碎解体は、次による。
    - (a) 解体は上階から順に、1層ごとに解体する。
    - (b) 大スパンの場合、過荷重を避けるため、複数の重機等を集中させない。
  - (イ) 躯体の地上外周部の解体は、次による。

- (a) 片持梁等の張出しのある外周部は、外側への転倒を防止する。張出し部分を先行して解体するか又は適切な支持等を行う。
- (b) 外周部を自立状態とする場合、その高さは2層分以下とし、安全性を確認する。
- (ウ) 地上外周部の転倒解体は、次により、直ちに一連の作業を終了させる。
  - なお、転倒解体部分（以下「転倒体」という。）の壁の縁切り、柱脚部の転倒支点の欠き込み等に当たり、事前に転倒防止措置を講ずる。
  - (a) 転倒解体によるコンクリート塊等の飛散、落下等による安全を確保する。
  - (b) 高さは1層分以下とする。
  - (c) 転倒体は、柱2本以上を含み、幅は1～2スパン程度とする。
- (I) 部材解体等による場合は、次による。
  - (a) 解体範囲を部材ごと又はブロック単位ごとに、形状、寸法、重量等を十分に検討し、落下及び転倒防止のため仮吊り又は仮支持を行い、切り離す。
  - (b) 切り離れた部材又はブロックは、落下及び転倒に十分注意し、地上又はステージ上に降ろして分別解体する。
- (オ) 地下階、基礎等の解体は、工事中に異常沈下、法面の滑動その他による災害が発生しないよう、災害防止措置を講ずる。
- (4) 異種構造、増改築部等を解体する場合は、接合部の強度等に十分注意し、安全を確保する。

## 9節 基礎及び杭

### 3.9.1 基礎等

- (1) 基礎等は、騒音、振動等に配慮し、分別解体する。
- (2) 解体に当たり、周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法とし、関係法令等に基づき、適切な法面又は山留めを設ける。山留めを設ける場合は、2章4節[山留め]による。
- (3) 解体箇所に近接する建築物、埋設物等が崩壊又は破損のおそれのある場合は、損傷を及ぼさないよう適切な措置を講ずる。

### 3.9.2 杭

杭の処理は、特記による。

## 10節 工作物(建築物以外のもの)

### 3.10.1 さく、照明設備等の附属物

- (1) さく、照明設備等の附属物の解体は、特記による。
- (2) さく、照明設備等の附属物は、分別解体する。
- (3) 基礎及び杭の取壊しは、9節による。

## 11節 構内舗装、樹木等

### 3.11.1 構内舗装、樹木等

- (1) アスファルトコンクリート、コンクリート等は、分別解体する。
- (2) 樹木等の伐採抜根及び移植は、特記による。

## 12節 地下埋設物及び埋設配管

### 3.12.1 地下埋設物及び埋設配管

- (1) 地下埋設物及び埋設配管の解体は、特記による。
- (2) 地下埋設物及び埋設配管は、分別解体する。

### 13 節 解体後の整地

#### 3.13.1 埋戻し、盛土及び地均し

- (1) 解体後の埋戻し及び盛土は、特記による。
- (2) 解体後の敷地は、地均しを行う。

## 4章 建設廃棄物の処理

### 1節 共通事項

#### 4.1.1 一般事項

この章は、解体工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、産業廃棄物の処理に適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

なお、特別管理産業廃棄物は5章[特別管理産業廃棄物の処理]、石綿含有建材は6章[石綿含有建材の除去及び処理]、特殊な建設副産物は7章[特殊な建設副産物の処理]による。

#### 4.1.2 用語の定義

この章において用いる用語の意義は、次による。

- (ア) 「建設副産物」とは、解体工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (イ) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法の規定に該当するものをいう。
- (ウ) 「再資源化」とは、建設リサイクル法に基づく再資源化のうち、運搬を除くものをいう。
- (エ) 「縮減」とは、建設リサイクル法に基づく縮減をいう。
- (オ) 「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- (カ) 「処理」とは、保管、収集運搬及び処分をいう。
- (キ) 「処分」とは、中間処理、再資源化及び最終処分をいう。
- (ク) 「中間処理」とは、最終処分又は再生利用するために行う破碎、焼却、熔融等の処理をいう。
- (ケ) 「最終処分」とは、廃棄物処理法に基づく最終処分のうち、再生を除くものをいう。
- (コ) 「中間処理施設」とは、中間処理をするための施設をいう。
- (ク) 「再資源化施設」とは、再資源化等をするための施設をいう。
- (シ) 「最終処分場」とは、安定型最終処分場、管理型最終処分場及び遮断型最終処分場をいう。
- (ス) (ル) 「マニフェスト」とは、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票をいう。

#### 4.1.3 施工計画調査

建設廃棄物に応じて、収集運搬業者、処分業者、中間処理施設、再資源化施設、最終処分場、処分条件等を調査する。

#### 4.1.4 建設廃棄物の処理計画

建設廃棄物の処理に先立ち、4.1.3の調査に基づき、種類別に具体的な処理計画を定め、1.2.2[施工計画書](1)による施工計画書に記載する。

なお、処理計画では、委託による処理又は自己処理の別を明らかにする。

## 2節 建設廃棄物の保管

### 4.2.1 建設廃棄物の保管

建設廃棄物の工事現場内の保管に当たり、周辺的生活環境に影響を及ぼさない。また、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき、分別した廃棄物の種類ごとに保管する。

## 3節 建設廃棄物の運搬、処分等の委託

### 4.3.1 建設廃棄物の運搬、処分等の委託

(1) 建設廃棄物の運搬、処分等の委託契約は、廃棄物処理法に基づき、委託先ごとに、個別に書面で行う。また、運搬又は処分を委託した場合は、建設廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、最終処分までの処理が適正に行われるための必要な措置を講ずる。

- (2) 建設廃棄物の運搬の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物収集運搬事業者とする。  
なお、運搬途上で積替え保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認する。
- (3) 建設廃棄物の処分の委託先は、廃棄物処理法に基づく事業許可のある産業廃棄物処分手業者とする。
- (4) 混合廃棄物の処分又は再生の委託先は、選別設備を有する中間処理施設又は再資源化施設とする。
- (5) 建設廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、最終処分が終了したことを確認する。

#### 4.3.2 委託しない場合の処理

- (1) 受注者等が自らその産業廃棄物を運搬する場合は、廃棄物処理法の「産業廃棄物処理基準」その他関係法令等に基づき、実施する。
- (2) 受注者等は、工事現場内でコンクリート塊の破碎等の処理のため、廃棄物処理施設を設置する場合は、廃棄物処理法の「産業廃棄物処理基準」その他関係法令等に基づくほか、必要に応じて都道府県知事等の許可を得る。

### 4 節 再資源化等及び最終処分

#### 4.4.1 再資源化等

- (1) 再資源化等する場合、建設廃棄物の種類及び中間処理施設又は再資源化施設は、**特記による**。
- (2) 次の建設廃棄物は、1.3.10 [発生材の処理] (ア)によるものを除き再資源化する。
  - (ア) 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物
    - (イ) 金属類
    - (ウ) 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品
    - (エ) 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品
- (3) 次の建設廃棄物を再資源化する場合は、**特記による**。
  - (ア) 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物
    - (イ) 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手
    - (ウ) ガラス
- (4) 木材を指定建設資材廃棄物として縮減する場合は、**特記による**。
- (5) (2)及び(3)により再資源化した場合、再資源化施設の名称、再資源化の方法、数量等を記載した調書を監督職員に提出する。
- (6) 建設廃棄物を再資源化し、現場で使用する場合は、**特記による**。

#### 4.4.2 産業廃棄物広域認定制度

廃棄物処理法の産業廃棄物の広域的処理に係る特例により建設廃棄物を処理する場合は、**特記による**。

#### 4.4.3 最終処分

最終処分する場合、建設廃棄物の種類及び最終処分場は、**特記による**。

### 5 節 処理に注意を要する建設廃棄物

#### 4.5.1 処理に注意を要する建設廃棄物

処理に注意を要する建設廃棄物の処理は、**特記による**。特記がなければ、次により、適用は**特記による**。

- (ア) CCA処理木材（クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤処理木材）は、適切な燃焼・排ガス処理設備を有する中間処理施設で処理する。

- (1) せっこうボードの処理方法は、次による。
- (a) 石綿含有せっこうボードの処理は、6章5節〔石綿含有成形板等の除去〕による。
  - (b) ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理は非含有せっこうボードと分別して解体した後、解体した材料を製造業者に処分を委託するか、又は、管理型最終処分場で埋立処分するものとし、適用は特記による。
  - (c) (a)及び(b)以外のせっこうボードの処理は次の①又は②により、適用は特記による。
- ① 再資源化する場合は、再資源化施設の受入条件を確認のうえ、適切に分別した後、再資源化施設で再資源化する。
  - ② 最終処分する場合は、管理型最終処分場で埋立処分する。

## 5章 特別管理産業廃棄物の処理

### 1節 共通事項

#### 5.1.1 一般事項

この章は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処理に適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

なお、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等（石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材）及び石綿含有成形板は、6章[石綿含有建材の除去及び処理]による。

#### 5.1.2 施工計画調査

特別管理産業廃棄物の調査は、次による。

なお、分析調査は特記による。

- (ア) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。
- (イ) 特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。
- (ウ) 調査結果は調書に取りまとめ、監督職員に提出する。

#### 5.1.3 特別管理産業廃棄物の処理計画

特別管理産業廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画を定め、1.2.2[施工計画書](1)による施工計画書に記載する。

## 2節 特別管理産業廃棄物の保管

### 5.2.1 特別管理産業廃棄物の保管

特別管理産業廃棄物は、工事現場内に保管しない。また、搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、種類を表示し雨水の掛からない場所に保管する。

## 3節 特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託

### 5.3.1 特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託

- (1) 特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約は、廃棄物処理法その他関係法令に基づき、委託先ごとに個別に書面で行う。  
 なお、運搬及び処分を委託した場合は、特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、最終処分までの処理が適正に行われるための必要な措置を講ずる。
- (2) 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする者に対し、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び当該特別管理産業廃棄物の取扱いに当たり注意すべき事項を書面で通知する。
- (3) 特別管理産業廃棄物の運搬の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある特別管理産業廃棄物収集運搬業者とする。  
 なお、運搬途上で積替え保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認する。
- (4) 特別管理産業廃棄物の処分の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある特別管理産業廃棄物処分業者とする。
- (5) 特別管理産業廃棄物の処分を委託する場合は、最終処分が終了したことを確認する。

## 4 節 特別管理産業廃棄物の処理等

### 5.4.1 特別管理産業廃棄物の処理等

特別管理産業廃棄物の処理等は、特記による。特記がなければ、次による。

- (1) 廃石綿等の処理は、6章〔石綿含有建材の除去及び処理〕による。
- (2) PCBを含む機器類の処理は、次による。
  - (ア) 微量PCBの分析調査は、特記による。
    - (1) PCBを含む機器類の処理に当たり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の関係法令等に基づき、PCBの飛散、流失等がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。
    - (ウ) 引渡しに当たり、調書を作成して、監督職員に提出する。
- (3) PCB含有シーリング材の処理は、次による。
  - (ア) PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、特記による。
    - (1) PCBを含むシーリング材は、PCBが飛散しないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。
    - (ウ) 引渡しに当たり、調書を作成して、監督職員に提出する。
- (4) 廃油の処理は、次による。
  - (ア) オイルタンク、オイルサービスタンク、機器類等の廃油は、関係法令等に基づき、抜取りし、5.3.1により焼却処分又は中間処理施設で再生処理とし、適用は特記による。
    - (1) 廃油の抜取りに当たり、養生を行い土壌への汚染を防止する。
- (5) 廃酸・廃アルカリの処理は、次による。
 

鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液等並びに吸収冷凍機、直だき吸収冷温水機等の臭化リチウム水溶液等は、廃棄物処理法等の関係法令に基づき、5.3.1により中和処理、焼却処分又は中間処理施設で再生処理とし、適用は特記による。
- (6) ダイオキシン類の処理は、次による。
  - (ア) サンプル調査の適用は、特記による。
    - (1) 廃棄物の焼却施設の解体に当たり、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日付け厚生労働省基発第401号の2）等関係法令に基づき、解体方法及び処分方法は、特記による。



## 6章 石綿含有建材の除去及び処理

### 1節 共通事項

#### 6.1.1 一般事項

この章は、大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく石綿を含有する、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等（石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材）、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材（以下「石綿含有建材」という。）の除去工事に適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

#### 6.1.2 施工一般

大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。

#### 6.1.3 石綿粉じん濃度測定

石綿粉じん濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定箇所数は、**特記による**。

### 2節 除去工事共通事項

#### 6.2.1 専門工事業者

石綿含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。

#### 6.2.2 石綿作業主任者

石綿含有建材の除去に当たり、石綿則に基づき、石綿作業主任者を選任する。

なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。

#### 6.2.3 除去作業者

石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。

なお、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。

#### 6.2.4 特別管理産業廃棄物管理責任者

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。

#### 6.2.5 施工区画への関係者以外の立入禁止

作業場、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所は、関係者以外の立入りを禁止する。

#### 6.2.6 表示及び掲示

表示及び掲示は、次による。

(ア) 大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。

(イ) 「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について(平成17年8月2日 基安発第0802001号)」に基づき、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。

(ウ) 石綿則に基づき、石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす作用、石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示を行う。

- (I) 石綿則に基づき、喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に表示を行う。

#### 6.2.7 石綿を保管する容器等への表示

石綿則に基づき、運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱い上の注意事項を表示する。

#### 6.2.8 保護具等

保護具等は、次による。

- (ア) 作業者は、石綿則に基づき、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。
- (イ) 作業者は、半面形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護めがねを併用する。

#### 6.2.9 保護衣及び作業衣

保護衣及び作業衣は、次による。

- (ア) 作業者は、石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。
- (イ) 保護衣は、JIS T 8115（化学防護服）の浮遊固体粉じん防護用密閉服(タイプ5)同等品以上のものとし、使い捨てとする。
- (ウ) 作業衣は、粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。

### 3 節 石綿含有吹付け材の除去

#### 6.3.1 作業場の隔離等

石綿含有吹付け材の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を必要としない壁、床、機器等への汚染防止のため、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、負圧隔離養生を行う。

- (ア) 壁面、床面等にプラスチックシート等(以下「隔離シート」という。)を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付ける。  
なお、隔離シートの厚さは、壁面は 0.08mm 以上のものを 1 重、床面は 0.15mm 以上のものを 2 重とし、作業場と他の場所を確実に隔離できるものとする。
- (イ) 隔離した作業場への出入りによる石綿粉じんの外部への漏洩を防止するため、作業場、前室、洗身室及び更衣室の連結した 3 室で構成されるセキュリティゾーン、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所の区画を行う。
- (ウ) 洗身室にはエアシャワー設備を設ける。
- (エ) 隔離した作業場及びセキュリティゾーン内は、集じん・排気装置を使用し、石綿粉じんを捕集するとともに負圧を維持する。集じん・排気装置は、石綿粉じんの大気への飛散を防止するための H E P A フィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタ付きの設備とする。
- (オ) 集じん・排気装置は、使用する場所において、使用前に点検し、漏れがないことを確認する。
- (カ) 作業開始後や集じん・排気装置の設置場所を変更した場合等は、粉じんを迅速に測定できる機器により集じん・排気装置の排気口からの漏洩の有無を確認し、異常が認められたときは、直ちに作業を中止し、必要な措置を講ずる。
- (キ) その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、作業場及びセキュリティゾーン内が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。
- (ク) 隔離した作業場の内部で除去作業する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用する。

### 6.3.2 工法

- (1) 石綿含有吹付け材の除去工法は、**特記による**。特記がなければ、石綿含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に、除去する。
- (2) 除去した石綿含有吹付け材等の梱包は、石綿則及び廃棄物処理法に基づき、次による。  
 なお、石綿含有吹付け材の飛散防止措置は、湿潤化又は固形化とし、**特記による**。特記がなければ、湿潤化とする。
  - (ア) 除去作業場所において、厚さが0.15mm以上のプラスチック袋等の耐水性の材料の中に入れ、袋の中の空気をよく抜いて、密封する。この際、石綿含有吹付け材等が湿潤化又は固形化していることを確認する。
  - (イ) 前室で、高性能真空掃除機等により、プラスチック袋等の耐水性の材料に付着している粉じんを除去する。高性能真空掃除機は、HEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタを装着した真空掃除機とする。
  - (ウ) 前室又は洗身室で、さらに、厚さが0.15mm以上のプラスチック袋等の耐水性の材料をかぶせ、二重に梱包して密封し、「廃石綿等」であることの表示を行う。

### 6.3.3 除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等

除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬及び処分は、廃棄物処理法に基づき、次による。

- (ア) 石綿含有吹付け材等の保管は、次の(イ)によるほか、5.2.1[特別管理産業廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(ウ)及び(エ)によるほか、5.3.1[特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託]による。  
 なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固形化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。
  - (イ) 石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行う。  
 なお、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。
  - (ウ) 石綿含有吹付け材等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有吹付け材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずる。
  - (エ) 石綿含有吹付け材等の処分は次の(α)又は(β)により、処分方法は**特記による**。
    - (α) 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
    - (β) 中間処理の場合は、都道府県知事等から設置許可を受けた熔融施設において熔融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

### 6.3.4 確認及び後片付け

確認及び後片付けは、次による。

- (ア) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
  - (イ) (ア)の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。
  - (ウ) 隔離シートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。
  - (エ) 隔離シートに付着した石綿等の粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。必要に応じて、粉じん飛散抑制剤を空気中へ散布して、石綿を沈降させる。
  - (オ) 隔離シートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に、行う。なお、床面の隔離シートの撤去は、(カ)の後、最後に行う。

- (カ) 設置された足場及び仮設材は、解体前に足場等に付着した石綿等の粉じんを高性能真空掃除機で十分に清掃する等により、付着したものを除去した後、解体し、搬出する。
- (キ) 隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物は、6.3.2(2)により、飛散防止措置を講ずる。
- (ク) 隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物の保管、運搬及び処分は、6.3.3による。
- (ケ) 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

## 4節 石綿含有保温材等の除去

### 6.4.1 石綿含有保温材等の除去

石綿含有保温材等の除去は石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、除去方法は**特記による**。

- (ア) 切断又は破碎して除去する場合は、3節による。
- (イ) 原形のまま、手ばらしの場合は、6.4.2から6.4.4までによる。  
なお、石綿含有保温材等が欠け、破損等した場合には、直ちにそれらをプラスチック袋に梱包し、高性能真空掃除機により清掃する。
- (ウ) 作業場の区画は、石綿含有保温材等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。

### 6.4.2 工法

工法は、次による。

- (ア) 石綿含有保温材等の除去は、6.3.2(1)により、原形のまま、手ばらしで行う。
- (イ) 除去後の処理は、6.3.4(イ)による。
- (ウ) 除去した石綿含有保温材等の廃棄物は、6.3.2(2)により、飛散防止措置を講ずる。

### 6.4.3 除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分

除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分は、6.3.3による。

### 6.4.4 確認及び後片付け

確認及び後片付けは、次による。

- (ア) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
- (イ) (ア)の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。
- (ウ) 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。

## 5節 石綿含有成形板等の除去

### 6.5.1 石綿含有成形板等の除去

石綿含有成形板等の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、原形のまま、手ばらしで行う。

なお、石綿含有成形板等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う場合は、**特記による**。

### 6.5.2 工法

工法は、次による。

- (ア) 石綿含有成形板等の除去は、原形のまま、手ばらしで行う。  
なお、やむを得ず切断、破碎等をしなければならない場合は、監督職員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。

- (イ) 除去した石綿含有成形板等の集積及び積込みに当たり、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。
- (ウ) 石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、原形のまま、丈夫なプラスチック袋等に入れるなど、飛散防止措置を講ずる。

### 6.5.3 除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分

除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分は、次による。

- (ア) 石綿含有成形板等の保管は、次の(イ)によるほか、4.2.1[建設廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(ウ)及び(エ)によるほか、4.3.1[建設廃棄物の運搬、処分等の委託]による。  
なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、石綿含有産業廃棄物が含まれることを記載する。
- (イ) 石綿含有成形板等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物保管所であることの表示を行う。  
なお、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。
- (ウ) 石綿含有成形板等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有成形板等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずる。
- (エ) 石綿含有成形板等の処分は、次による。
  - (a) 石綿含有せっこうボードは、管理型最終処分場で埋立処分する。
  - (b) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分は、埋立処分又は中間処理とし、適用は特記による。
    - ① 埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
    - ② 中間処理の場合は、6.3.3(イ)(b)による。

### 6.5.4 確認及び後片付け

確認及び後片付けは、次による。

- (ア) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
- (イ) 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。

## 6 節 石綿含有仕上塗材の除去

### 6.6.1 石綿含有仕上塗材の除去

石綿含有仕上塗材の除去は石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去することとし、除去方法は特記による。

なお、設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議する。

### 6.6.2 作業場の区画

電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、作業場から外部への石綿の飛散防止のため養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。

### 6.6.3 工法

工法は、次による。

- (ア) 石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。

- (イ) 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど粉じんの発散を防止する。
- (ウ) 除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包する。

#### 6.6.4 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分

除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分は、6.5.4による。ただし、汚泥として処理が必要な場合は、特記による。

#### 6.6.5 確認及び後片付け

確認及び後片付けは、6.5.4による。

## 7章 特殊な建設副産物の処理

### 1節 共通事項

#### 7.1.1 一般事項

この章は、特殊な建設副産物の処理に適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

#### 7.1.2 用語の定義

この章における用語の意義は、次による。

「特殊な建設副産物」とは、次の(ア)から(オ)までの法令等によるもの等をいう。

- (ア) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）に基づく特定物質
- (イ) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）に基づく放射性同位元素
- (ウ) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく温室効果ガスとして指定された六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）ガス
- (エ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づく第一種特定化学物質として指定されているPFOS（ペルフルオロ（オクタンー）ースルホン酸）
- (オ) 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）に基づく特定化学物質

#### 7.1.3 施工計画調査

特殊な建設副産物の調査は、次による。

なお、分析調査は、**特記による**。

- (ア) 特殊な建設副産物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。
  - (イ) 特殊な建設副産物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。
  - (ウ) 調査結果は報告書に取りまとめ、監督職員に提出する。

#### 7.1.4 特殊な建設副産物の処理及び処理計画

特殊な建設副産物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画を定め、1.2.2 [施工計画書]

(1) による施工計画書に記載する。

### 2節 特殊な建設副産物の保管

#### 7.2.1 特殊な建設副産物の保管

特殊な建設副産物は、工事現場内に保管しない。搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、種類を表示し、雨水の掛からない場所とする。

### 3節 特殊な建設副産物の処理等

#### 7.3.1 特殊な建設副産物の処理等

特定物質の処理等は次により、適用は**特記による**。

- (ア) 冷凍機、パッケージ形空調機等の冷媒の回収は、次による。
  - (a) フロン類を使用している設備機器の有無について事前確認し、報告書を監督職員に提出する。
  - (b) 設備機器に使用されているフロン類は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）等関係法令に基づき、登録を受けた回収業者に回収を委託する。

- (c) (b)で委託した引取証明書の写しを、監督職員に提出する。
- (イ) 建材用断熱材フロンは、焼却による破壊処理が可能な処理施設で適正に処理する。
  - (ウ) ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託する。
  - (エ) 放射性同位元素を使用しているイオン化式感知器は、放射性同位元素等規制法その他関連法令に基づき、製造業者等に処理を委託する。
  - (オ) 六ふっ化硫黄ガス ( $\text{SF}_6$ ) を使用するガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等の受変電機器は、製造業者に処理を委託する。
  - (カ) PFOS (ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸)) を含む泡消火剤等は、廃棄物処理法に基づき、処理業者に処理を委託する。
  - (キ) 特定化学物質障害予防規則による特定化学物質は、関係法令等に基づき、処理業者に処理を委託する。



## 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）

### 第1章 総則

#### 第1 目的

第1 この要綱は、建築工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって建築工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

#### 第2 適用

第2 この要綱は、建築物の建築、修繕、模様替又は除却のために必要な工事（以下「建築工事」という。）に適用する。

2 発注者（発注者の委託を受けて業務を行う設計者及び工事監理者を含む。以下同じ。）及び施工者は、建築工事の施工に当たって、公衆災害を防止するために、この要綱の各項目を遵守しなければならない。ただし、この要綱において発注者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより、施工者が行うことを妨げない。

#### 第3 工法の選定

第3 発注者又は施工者は、建築工事の計画、設計及び施工に当たって、公衆災害の防止のために必要な調査を実施し、関係諸法令を遵守して、安全性等を十分検討した有効な工法を選定しなければならない。

#### 第4 工期

第4 発注者は、建築工事の工期を決めるに当たっては、この要綱に規定されている事項が十分に守られるように配慮しなければならない。

#### 第5 公衆災害防止対策経費

第5 発注者は、建築工事を実施する地域の状況を把握した上、この要綱に基づいて必要となる経費を、工事金額の中に計上しなければならない。

2 施工者は、工事の見積金額を算出するに当たっては、この要綱に基づいて必要となる経費を計上しなければならない。

#### 第6 現場組織体制

第6 施工者は、建築工事に先立ち、当該工事に係る立地条件等を十分掌握した上で、工事の内容に応じた適切な人材を配置し、指揮命令系統の明確な現場組織体制を組むとともに、工事関係者に工事の内容や使用機器材の特徴等について周知させるものとする。

2 施工者は、複数の請負関係の下で工事を施工する場合には、特に全体を統轄する組織により、安全施工の実現に努めなければならない。

#### 第7 隣接工事との調整

第7 発注者は、異なる施工者に建築工事を隣接輻輳して施工させる場合には、公衆災害の防止のため、施工者間で適切に連絡調整が行われるような措置を講じなければならない。

2 施工者は、施工者が異なる建設工事に隣接輻輳して建築工事を施工する場合には、施工者間で連絡調整を行い、公衆災害の防止に努めなければならない。

#### 第8 付近居住者等への連絡

第8 発注者及び施工者は、建築工事の施工に当たっては、必要に応じて、あらかじめ当該建築工事の概要を付近の居住者等に周知させ、その協力を求めなければならない。

2 施工者は、建築工事の施工に当たっては、発注者と連絡を密にし、付近の居住者等の公衆災害防止に対する意向を十分考慮しなければならない。

## 第9 事故発生時の措置

第9 施工者は、建築工事の施工により事故が発生し、公衆に危害を及ぼした場合には、直ちに応急処置及び関係機関への連絡を行うとともに、類似の事故が再発しないよう措置を講じなければならない。

## 第2章 一般事項

### 第10 整理・整頓

第10 施工者は、常に工事現場内を整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶことのないよう注意しなければならない。

2 施工者は、工食用材料の集積に当たっては、倒壊、崩落、落下等が起こらないよう、安全にこれを行わなければならない。

### 第11 飛来落下による危険防止

第11 施工者は、工事現場の境界の近くで、かつ、高い場所から、くず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合には、建築基準法の定めるところによりダストシュートを設置する等、当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。

2 施工者は、工事をする部分が、工事現場の境界線の近くで、かつ、高い場所にあるとき、又は、はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によって工事現場の周辺に危害を及ぼすおそれがあるときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の定めるところにより、工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分をネット類又はシート類で覆う等の防護措置を講じなければならない。

### 第12 粉塵対策

第12 施工者は、建築工事に伴い粉塵発生のおそれがある場合には、発生源を湿潤な状態に保ち、発生源を覆う等、粉塵の発散を防止するための措置を講じなければならない。

### 第13 適正な照明

第13 施工者は、建築工事に伴い既存の照明施設を一時撤去又は移動すること等により、十分な明るさを確保することが困難となった場所において、公衆の通行等に支障をきたすおそれがある場合には、適切な照明設備を設けなければならない。

### 第14 火災防止

第14 施工者は、建築工事のために火気を使用する場合には、必要に応じて、あらかじめ所轄消防署に連絡し、必要な手続きを行わなければならない。

2 施工者は、火気を使用する場合には、建築基準法等関係諸法令を遵守し、その場所に不燃材料の囲いを設ける等引火、延焼を防止する措置を講ずるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 火気の使用は、建築工事の目的に直接必要な限度にとどめ、工事以外の目的に使用する場合には、あらかじめ火災のおそれのない箇所を指定し、その場所以外では使用しないこと。
- 二 防火対象物の消火に見合った消火器及び簡易消火用具を準備しておくこと。
- 三 火のつきやすいものの近くで使用しないこと。

### 第15 騒音、振動及び電波障害対策

第15 発注者又は施工者は、建築工事の施工に当たっては、騒音、振動及び電波障害に配慮した工法等を選定しなければならない。

また、やむを得ず工事中に発生させる騒音、振動及び電波障害に対しては、必要に応じて、それを軽減する措置を講じなければならない。

## 第 16 周辺構造物への対策

- 第 16 施工者は、工事中においては、周囲の地盤のゆるみ又は沈下、構造物の破損、汚損等に十分注意するとともに、必要に応じて構造物の補強又は養生等について、その構造物の管理者とあらかじめ協議し、構造物に対する危害を防止するための措置を講じなければならない。
- 2 施工者は、構造物に近接して工事を行うに当たって、埋設物が予想される場合には、工事に先立ち、既存資料等により、その埋設物の位置等を確認しなければならない。

## 第 17 公共設備等への対策

- 第 17 発注者は、工事により影響があると思われる範囲内の公共の埋設物、架空線等の処理、防護等について、十分考慮して設計しなければならない。
- 2 施工者は、公共の埋設物、架空線等に近接して工事を施工する場合には、あらかじめその埋設物、架空線等の管理者及び関係機関と協議し、施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物、架空線等の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及び連絡方法等を決定しておかなければならない。
- 3 施工者は、工事現場及びその周辺に公衆電話、消火栓、火災報知器等がある場合には、それらの施設の管理者の指示に従い、一般の使用に支障がないような措置を講じておかなければならない。

## 第 18 道路上での作業

- 第 18 施工者は、やむを得ず工事現場外の道路上（上空を含む。）において、作業し、建設機械等を置き又は作動させる場合は、通行者等が安全に通行できるよう措置し、作業範囲内への立入りを制限する等公衆災害を防止するための措置を講じなければならない。

## 第 19 巡視

- 第 19 施工者は、安全巡視員等により工事現場内及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止設備の完備及びその維持管理に努めなければならない。

## 第 3 章 交通対策

### 第 20 現場への車両の出入り

- 第 20 施工者は、工事現場への車両の出入りに当たっては、必要に応じて、専従の交通誘導員を配置し、公衆の通行に支障を与えないようにしなければならない。また、近接して他の建設工事が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通の安全を図らなければならない。
- 2 施工者は、工事現場へ車両等を出入りさせる場合には、道路構造物及び交通安全施設等に損傷を与えることのないよう注意しなければならない。
- なお、損傷させた場合には、直ちに当該管理者の指示により復旧しなければならない。

### 第 21 車両交通対策

- 第 21 施工者は、建築工事の車両が交通に支障を起こすおそれがある場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じなければならない。
- 2 施工者は、公衆の通行を迂回させる必要がある場合には、関係機関と協議を行い、まわり道の入口及び要所に案内用標示板等を設置し、公衆が容易にまわり道を通り得るようにしなければならない。
- 3 施工者は、公衆の通行の用に供する部分の通行を制限する必要がある場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じなければならない。

なお、関係機関から特に指示のない場合は、次の各号に掲げるところを標準とする。

- 一 制限した後の道路の車線が 1 車線となる場合にあっては、その車道幅員は 3 メートル以上とし、2 車線となる場合にあっては、その車道幅員は 5.5 メートル以上とすること。

- 二 制限した後の道路の車線が1車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合においては、その制限区間をできるだけ短くし、その前後で交通が渋滞することのないように措置するとともに、必要に応じて交通誘導員等を配置すること。

## 第22 歩行者対策

第22 施工者は、本章第21（車両交通対策）第3項に該当する場合には、歩行者が安全に通行し得るために、車道とは別に幅0.75メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅1.5メートル以上の歩行者用通路を確保し、必要に応じて交通誘導員を配置する等の措置を講じ、適切に歩行者を誘導しなければならない。この場合において、歩行者用通路と車両の交通の用に供する部分との境は、必要により、移動さくを間隔をあけないように設置し、又は移動さくの間に安全ロープ等をはってすき間ができないよう設置する等明確に区別するとともに、歩行に危険のないよう路面の凹凸をなくし、必要に応じてスロープ等を設けなければならない。

## 第4章 仮設構造物

### 第23 仮囲い、出入口

第23 施工者は、工事期間中、原則として工事現場の周辺にその地盤面からの高さが1.8メートル（特に必要がある場合は3メートル）以上の板べいその他これに類する仮囲いを次の各号に掲げるところに従い設け、適切に維持管理しなければならない。

- 一 強風等により倒壊することがないように十分に安全な構造とすること。
- 二 工事期間に見合った耐久性のあるものとする。
- 2 施工者は、仮囲いに出入口を設けるに当たっては、次の各号に掲げるところに従い適切に設置し、維持管理しなければならない。
  - 一 できる限り交通の支障が生じない箇所に設置すること。
  - 二 開放した時は、工事に必要な車両が入退場できるだけの有効な高さや幅を有すること。
  - 三 工事に必要がない限りこれを閉鎖しておくとともに、公衆の出入りを禁ずる旨の掲示を行うこと。
  - 四 車両の出入りが頻繁で、出入口を開放しておく場合は、見張員を配置し、公衆の出入りを防止するとともに、出入りする車両の誘導にあたらせること。
  - 五 扉の構造は、引戸又は内開きとすること。

### 第24 歩行者用仮設通路

第24 施工者は、工事の状況によって工事現場内に公衆を通行させざるを得ない場合には、次の各号に掲げるところに従い、公衆が安全に通行でき、かつ、誤って作業場内に立ち入ることのないような歩行者用仮設通路を設けなければならない。

- 一 仮設通路と作業場との境界には、さく、パネル等を設けること。
- 二 仮設通路は、原則として幅1.5メートル以上とすること。ただし、前記幅員の確保が困難な場合で、かつ、公衆の通行に支障が生じない場合には、0.75メートル以上とすることができる。
- 三 仮設通路の有効高さは、2.1メートル以上を確保すること。
- 四 工事用の油類、粉塵等の落下を防ぐ措置を講ずるとともに、落下物が予測される範囲の上部には、防護棚等を設けること。
- 五 路面は、つまずき、すべり、踏抜き等の危険のない状態を保持すること。
- 六 必要な標識等を掲げ、夜間には、適切な照明等を設けること。

### 第25 乗入れ構台

第25 施工者は、乗入れ構台を設ける場合には、用途に応じた形状及び規模のものとし、想定される積載荷重及び外力に十分耐える構造としなければならない。

## 第 26 荷受け構台

- 第 26 施工者は、荷受け構台を設ける場合には、揚重料に応じた形状及び規模のものを適切な位置に設けるものとし、想定される荷重及び外力に十分耐える構造のものとしなければならない。
- 2 施工者は、荷受け構台が工事現場の境界に近接している場合には、構台の周辺に手すりや幅木を設ける等落下物による危害を防止するための設備を設けなければならない。
  - 3 施工者は、荷受け構台を設けて材料等の揚重を行うに当たっては、原則として、速やかに揚重材料を荷受け構台上から移送するものとし、やむを得ず揚重材料を荷受け構台上に滞留させる場合には、荷崩れ、風等により飛来落下するおそれのあるものは、堅固な部分に固定する等の措置を講じなければならない。

## 第 27 外部足場

- 第 27 施工者は、外部足場の倒壊及び崩壊を防止するため、外部足場の計画に当たっては、想定される荷重及び外力の状況、使用期間等を考慮して、種類及び構造を決定するとともに、良好な状態に維持管理しなければならない。
- 特に、外部足場と建築物の構造体との壁つなぎは、工事現場の状況に応じて水平方向及び垂直方向に必要な数を堅固に行うとともに、足場の脚部は、滑動防止の措置を講じなければならない。
- 2 施工者は、外部足場の組立て及び解体に当たっては、事前に作業計画を立て、関係者に時期、範囲、順序等を周知させ、安全に作業を実施しなければならない。
  - 3 施工者は、外部足場から、ふ角 75 度を超える範囲又は水平距離 5 メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、落下物による危害を防止するため、足場の必要な部分を鉄網若しくは帆布で覆い又はこれと同等以上の効力を有する防護措置を講じなければならない。この場合において、鉄網、帆布等は、足場骨組に緊結し、落下物による衝撃に十分耐えられる強度を有するものとし、鉄網、帆布等を支持する足場の骨組も、当該衝撃に対し、安全なものとしておかななければならない。

## 第 28 防護棚

- 第 28 施工者は、建築工事を行う部分から、ふ角 75 度を超える範囲又は水平距離 5 メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、本章第 27（外部足場）の規定に基づくほか、落下物による危害を防止するため、次の各号に定めるところにより防護棚を設けなければならない。ただし、特殊な施工方法による場合においては、想定される落下物の状況に応じた適切な措置を講ずることによりこれに代えることができる。
- 一 建築工事を行う部分が、地盤面からの高さが 10 メートル以上の場合にあっては 1 段以上、20 メートル以上の場合にあっては 2 段以上設けること。
  - 二 最下段の防護棚は、建築工事を行う部分の下 10 メートル以内の位置に設けること。  
なお、外部足場の外側より水平距離で 2 メートル以上の出のある歩道防護構台を設けた場合は、最下段の防護棚は省略することができること。
  - 三 防護棚は、すき間がないもので、十分な耐力を有する適正な厚さであること。
  - 四 骨組の外側から水平距離で 2 メートル以上突出させ、水平面となす角度を 20 度以上とし、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取り付けること。
- 2 施工者は、防護棚を道路上空に設ける場合には、道路管理者及び所轄警察署長の許可を受けなければならない。

## 第 29 危険物貯蔵

- 第 29 施工者は、工事現場内に危険物を貯蔵する場合には、関係諸法令に従い、適正に保管しなければならない。

特に、可燃性塗料、油類その他引火性材料の危険物又はボンベ類の危険物は、関係諸法令の定めるところにより、直射日光を避け、通気・換気の良いところに危険物貯蔵所を設置して保管するとともに、「危険物」、「火気厳禁」等の表示を行い、取扱者を選任して、保安の監督をさせなければならない。

- 2 施工者は、一定量以上の指定可燃物を貯蔵し又は取扱う場合には、必要に応じ、関係機関へ届出を行い、又は関係機関の許可を受けなければならない。

## 第5章 機械、電気、その他の設備

### 第30 機械

第30 施工者は、建設機械の選定に当たっては、地域の安全及び環境対策上、転倒、倒壊、騒音、振動等について、十分注意して行わなければならない。また、工事規模、施工方法等に見合った、安全な作業ができる能力をもった機械類を選定しなければならない。

- 2 施工者は、建設機械を使用するに当たっては、原則として主たる用途以外に使用してはならない。また、建設機械の能力を十分に把握・検討し、その能力を超えて使用してはならない。

### 第31 組立て及び解体

第31 施工者は、建設機械の組立て及び解体に当たっては、機械に精通した者の直接の指揮により、定められた手順を厳守しなければならない。

### 第32 使用及び移動

第32 施工者は、建設機械を使用し、又は移動させる場合には、機械類に関する関係諸法令を遵守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損傷を与えることがないようにしなければならない。

- 2 施工者は、建設機械を作動させる範囲を、原則として工事現場内としなければならない。やむを得ず工事現場外で使用させる場合には、作業範囲内への立入りを制限する等の措置を講じなければならない。
- 3 施工者は、架線、構造物等又は工事現場の境界に近接して建設機械を使用する場合には、輪止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張員の配置等の措置を講じなければならない。
- 4 施工者は、建設機械を使用する場合には、機械類が転倒しないように、その地盤の水平度、支持耐力を調整するなどの措置を講じなければならない。特に移動に当たっては、細心の注意を払わなければならない。

### 第33 休止

第33 施工者は、可動式の機械類を休止させておく場合には、傾斜のない堅固な地盤の上に置くとともに、運転者の当然行うべき措置を講ずるほか、移動を防止するために必要な措置を講じなければならない。

### 第34 維持管理

第34 施工者は、建設機械の維持管理に当たっては、各部分の異常の有無について定期的に自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。また、建設機械の運転等が、法で定められた資格を有し、かつ、指名を受けた者により、定められた手順に従って行われているかについて確認しなければならない。

- 2 施工者は、建設機械の安全装置が十分に機能を発揮できるように、常に整備しておくとともに、安全装置を切って、建設機械を使用してはならない。
- 3 施工者は、建設機械の起動に必要な鍵の保管に当たっては、常にそれらの機械類の管理責任者が行うようにしなければならない。

### 第 35 基礎工専用機械

第 35 施工者は、基礎工専用機械の選定に当たっては、自立できるもので、工事現場の周辺環境、施工条件、工期、安全等を考慮して適正な機種を選定しなければならない。

- 2 施工者は、基礎工専用機械を使用し、又は移動させる場合には、転倒等による工事現場周辺への危害を防止するための措置を講じなければならない。

### 第 36 移動式クレーン

第 36 施工者は、移動式クレーンの選定に当たっては、自立できるもので、施工条件、近隣環境等と施工計画との関連を検討して、安全な作業ができる能力をもった機種を選定しなければならない。

- 2 施工者は、移動式クレーンを使用する場合には、クレーンの倒壊、転倒、転落、逸走、吊荷の落下等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 施工者は、移動式クレーンを使用する場合には、作業範囲、作業条件を考慮して、安定度、接地圧、アウトリガー反力等の検討及び確認を行い、適切な作業地盤の上で使用しなければならない。
- 4 施工者は、移動式クレーンを使用する場合には、高所及び敷地周辺からの吊荷・吊具等の落下、飛散等に十分注意するとともに、これらによる危害を防止するための措置を講じなければならない。

### 第 37 クレーン、ゴンドラ及び建設用リフト

第 37 施工者は、クレーン（定置式クレーン）を使用する場合には、倒壊及び吊荷等の落下等による危害を防止するための措置を講じなければならない。

- 2 施工者は、ゴンドラを使用する場合には、ゴンドラの逸走、転落、落下等を防止するため、関係諸法令を遵守し、安全作業に努めなければならない。
- 3 施工者は、建設用リフトを使用する場合には、関係諸法令を遵守し、揚重物の落下・飛散等の防止措置を講じなければならない。

### 第 38 仮設電気設備

第 38 施工者は、仮設電気設備を設けるに当たっては、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省令第 61 号）等の規定を遵守して施工しなければならない。

- 2 施工者は、架空電線や埋設ケーブル等に近接して人が作業、建設機械等が作動し、又は足場等が設置される場合には、断線又は接触による感電、停電、破損事故等を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 施工者は、作業所内に拡声装置等を設置する場合には、近隣に迷惑を及ぼさないように配慮しなければならない。

## 第 6 章 解体工事

### 第 39 一般事項

第 39 発注者及び施工者は、解体工事を行うに当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の環境条件等を検討した上で、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

### 第 40 粉塵、飛散防止

第 40 施工者は、解体時におけるコンクリート及び解体材等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生、仮囲いの設置、散水等の措置を講じなければならない。

### 第 41 アスベスト対策

第 41 発注者は、解体工事に当たって、アスベスト（石綿）の撤去方法を指定する場合には、適切な処理方法を選定しなければならない。

- 2 施工者は、解体工事に当たって、アスベストがある場合は、関連諸法令等を遵守し、解体に先立って撤去しなければならない。また、処理工事により発生したアスベストを含有する廃棄物については、関連諸法令等を遵守して処理しなければならない。

#### 第 42 騒音、振動対策

- 第 42 施工者は、解体工事に当たっては、騒音規制法及び振動規制法に従い、事前に届出等の手続きを行い、定められた基準値及び時間帯の範囲内で工事を行わなければならない。

#### 第 43 危険物解体

- 第 43 施工者は、解体工事時にガスバーナ等を用いてボイラーのオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する等、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講じなければならない。
- 2 施工者は、火薬類を使用して解体する場合には、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）等に従い、都道府県の担当部署と打合せを行い、あらかじめ近隣住民に連絡するとともに、コンクリート片等の飛散防止のために、適切な養生を施さなければならない。

#### 第 44 解体材対策

- 第 44 施工者は、解体材（建設木くずを含む。）の処理に当たっては、建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年建設省経建発第 3 号）を遵守して行わなければならない。

### 第 7 章 土工事及び山留め工事

#### 第 45 掘削

- 第 45 発注者は、必要に応じて、建物の形状、規模、地盤性状、敷地及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案した上で、山留めの形式及び掘削方法を選定しなければならない。
- 2 施工者は、地盤の掘削においては、建物の形状、規模、地盤性状、敷地及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案した上で、建築基準法等関係諸法令の定めるところにより、山留めの必要性の有無並びにその形式及び掘削方法を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならない。この場合において、切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが 1.5 メートルを超える場合には、山留めを行うものとする。また、掘削に伴う地盤沈下等により、周辺地域への影響が大きいことが予想される場合においては、適切な山留めを行わなければならない。
- 3 施工者は、地盤が不安定で掘削に際して施工が困難であり、又は掘削が周辺地盤及び構造物に影響を及ぼすおそれのある場合には、発注者と協議の上、薬液注入工法、地下水位低下工法、地盤改良工法等の適切な補助工法を用い、地盤の安定を図らなければならない。

#### 第 46 地下水対策

- 第 46 施工者は、掘削箇所内に多量の湧水又は漏水があり、土砂の流出、地盤のゆるみ等が生ずるおそれのある場合には、発注者と協議の上、地下水位低下工法、止水工法等を採用し、安全の確保に努めなければならない。
- 2 施工者は、地下水位低下工法を用いる場合には、水位低下による周辺の井戸及び公共用水域等への影響並びに周辺地盤、構造物、地下埋設物等の沈下に与える影響を十分検討、把握した上で行わなければならない。  
揚水中は、揚水設備の保守管理を十分に行うとともに、揚水量、地下水位、地盤沈下量等を測定し、異常が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 3 施工者は、排水に当たっては、排水方法及び排水経路の確認を行い、当該下水道及び河川の管理者等に届出を行い、かつ、土粒子を含む水は、沈砂、ろ過施設等を経て放流しなければならない。



#### 第 47 山留め計画

- 第 47 施工者は、山留め工事を計画するに当たっては、地盤性状、地下水位、周辺地域の状況、地下埋設物の有無等を事前に十分調査し、建築物の形状、規模を勘案して、安全かつ適切な工法を採用しなければならない。
- 2 施工者は、山留めの構造を決定するに当たっては、建築基準法等関係諸法令その他の規準に従い、施工期間中の降雨等による条件の悪化を考慮した安定条件、荷重条件等に十分耐えられるものでなければならない。

#### 第 48 親杭，横矢板

- 第 48 施工者は、親杭の種類、寸法、間隔及び矢板の厚みを定めるに当たっては、建築基準法の定めるところにより、当該土留めに作用する土圧に応じて決定しなければならない。
- また、矢板は、その両端が、当該矢板の厚み以上親杭のフランジにかかる長さを有するものでなければならない。
- 2 施工者は、矢板を施工するに当たっては、掘削後速やかに掘削土壁との間に、すき間のないようにはめ込まなければならない。
  - また、土壁との間にすき間が生じたときは裏込め、くさび等ですき間のないように固定しなければならない。
  - 3 施工者は、親杭の根入れ長を定めるに当たっては、安定計算及び支持力の計算に基づき決定しなければならない。

#### 第 49 鋼矢板（シートパイル）

- 第 49 施工者は、鋼矢板の種類及び寸法を定めるに当たっては、建築基準法の定めるところにより、土圧及び掘削深さ等を勘案して決定しなければならない。
- 2 施工者は、鋼矢板の打込みに当たって、鋼矢板の噛み合わせ部分にはずれが生じた場合には、溶接等必要な補修を行わなければならない。また、引抜き時には、背面地盤の沈下を防ぐために、十分な埋戻しを行わなければならない。
  - 3 施工者は、鋼矢板の根入れ長を定めるに当たっては、安定計算、支持力の計算、ボーリングの計算及びヒービングの計算に基づき決定しなければならない。

#### 第 50 ソイルセメント柱列山留め壁（SMW）

- 第 50 施工者は、オーガー径及び芯材の種類、寸法及び間隔を定めるに当たっては、土圧により決定するものとする。
- なお、軟弱粘土層、腐食土層等ソイルセメント強度の確保が難しいと予想される地盤の場合には、室内試験等を行い、硬化材の選定及び配合の決定を行わなければならない。
- また、専用機及び付帯設備が大型であるので、十分な運転管理及び接地地盤の補強を行うものとする。

#### 第 51 その他の山留め壁

- 第 51 施工者は、法付けオープンカット工法を用いる場合には、安定計算に基づき、すべりを起こさない十分な法勾配を取らなければならない。また、切土法面を長期間存置する場合には、法面に適切な養生を施さなければならない。
- 2 施工者は、逆打工法を用いるに当たって、躯体荷重を山留め壁にも負担させる場合には、十分な強度を有するものとしなければならない。
  - 3 施工者は、その他の山留め壁を採用する場合には、建築学会の規準その他技術的に認められた方法に従い、十分な安全性を確保して施工しなければならない。

#### 第 52 腹おこし

- 第 52 施工者は、腹おこしを設けるに当たっては、山留め壁に密着するように設置し、さらに、受け金物等によって支持させておかなければならない。

また、腹おこしと山留め壁の間にすき間が生じた場合には、パッキング材等を挿入して、均等に応力が伝達するようにしなければならない。

- 2 第1段の腹おこしは、山留め壁頂部のたわみにより、周辺地盤が甚大なる影響を受けることがない位置に設けなければならない。

### 第53 切りばり

第53 施工者は、切りばりを設けるに当たっては、座屈のおそれがないよう十分な断面と剛性を有するものとし、支柱、水平継材、垂直継材で切りばり相互を緊結固定させなければならない。また、切りばりをジャッキ等を用いて、与圧することにより腹おこしに密着させるとともに、ゆるみを生じても落下することのないように、支柱等によって支持させておかなければならない。

- 2 施工者は、切りばりに、腹おこしからくる土圧以外の荷重が加わるおそれがある場合、又は荷重をかける必要のある場合には、それらの荷重に対して必要な補強措置を講じなければならない。
- 3 施工者は、切りばりに継手を設けるに当たっては、偏心継手にならないようにし、切りばりが有する諸剛性と強度を十分に伝達できるものとしなければならない。

### 第54 支柱

第54 施工者は、切りばり支柱を設けるに当たっては、切りばり等の構造物及び作業荷重に対し、十分に安全な構造としなければならない。

- 2 施工者は、一方向切りばりに対して、支柱を設置する場合は、切りばりと直角方向に水平継材を設けなければならない。
- 3 施工者は、二方向切りばりに対して、支柱を設ける場合には、切りばりの交点に支柱を設置して、両方の切りばりを支柱に緊結しなければならない。

### 第55 グランドアンカー

第55 発注者及び施工者は、グランドアンカーを計画する場合には、原則として、洪積世以前の砂層、砂れき層、土丹等を定着対象地盤としなければならない。

- 2 発注者及び施工者は、グランドアンカーの先端が敷地境界の外に出る場合には、敷地所有者又は管理者の許可を得なければならない。また、山留め壁の支持力の検討に際しては、グランドアンカーによる追加軸力を考慮しなければならない。さらに、本工法は高度の技術を要するので、施工中の応力及び変形の管理を十分しなければならない。

### 第56 山留め管理

第56 施工者は、山留めを施している間は、監視員を配置して常時点検を行い、山留め部材の変形、その緊結部のゆるみ等の早期発見に努力し、事故防止に努めなければならない。また、必要に応じて測定計器を使用し、山留めに作用する土圧、山留め壁の変位等を測定するものとする。

- 2 施工者は、山留めを施している間は、必要に応じて、定期的に地下水位、地盤の沈下又は移動を観測・記録し、地盤の隆起、沈下等異常が認められたときは、作業を中止し、埋設物の管理者等に連絡し、原因の調査及び保全上の措置を講ずるとともに、その旨を工事監理者等に通知しなければならない。

### 第57 埋戻し

第57 施工者は、親杭、鋼矢板等の引抜き箇所での埋戻しを行うに当たっては、地盤沈下を生じさせないように、十分注意して埋め戻さなければならない。

- 2 施工者は、埋戻しを行うに当たっては、良質の砂等を用い、水締め、貧配合モルタル注入等の方法により、適切に行わなければならない。

## 第8章 地業工事及び地下工事

### 第58 杭地業

- 第58 発注者は、事前に地質調査等を行い、施工者に対し、工事現場又はその付近の地質性状を示さなければならない。
- 2 施工者は、前項の地質調査等に基づき、必要に応じ、地下水汚染防止等に必要な措置を講じなければならない。

### 第59 地盤改良工事

- 第59 施工者は、地盤改良工法を用いる場合には、土質改良添加剤の保管時及び地盤への投入・混合時における周辺への飛散・流出等により、周辺環境を損なうことのないよう留意しなければならない。
- 2 施工者は、危険物に指定される土質改良添加剤を用いる場合には、消防法（昭和23年法律第186号）等の定めるところにより取扱い、公衆へ迷惑を及ぼすことのないよう留意しなければならない。
  - 3 施工者は、地盤改良工事に当たっては、近接地盤の隆起や側方変位を測定し、周辺に危害を及ぼすような地盤の異常が認められた場合は、作業を中止し、原因の調査及び保全上の措置を講じなければならない。

### 第60 地下工事

- 第60 施工者は、地下工事工法の選定に当たっては、周辺地盤の沈下に係わる影響及び周辺地域の地下水に係わる影響について検討しなければならない。また、工事中は、その影響を観測し、異常が認められた場合は、適切な措置を講じなければならない。

### 第61 逆打工事

- 第61 施工者は、逆打工法の採用に当たっては、次の各号の荷重に係わる安全性を検討し、施工計画を立案しなければならない。
- 一 構真柱が受ける上部躯体荷重
  - 二 山留め杭に作用する荷重

## 第9章 改修工事

### 第62 改修工事

- 第62 発注者は、改修工事（建築物の増築、改築、修繕及び模様替のために必要な工事をいう。以下同じ。）を発注するに当たっては、必要に応じて、仮設、養生、作業範囲、作業時間帯、工法等を決定しなければならない。
- また、必要に応じて、あらかじめ、工事の概要を付近の居住者等に周知するものとする。
- 2 施工者は、改修工事を行うに当たって、工事現場内又は工事中の建築物内に公衆を通行させざるを得ない場合には、次の事項に留意しなければならない。
    - 一 公衆の安全確保、公衆の通行への影響、周辺居住者等の生活環境への影響等を総合的に勘案し、適切な作業時間帯、工法等を選定すること。
    - 二 仮設構造物の倒壊・崩壊、工事用材料の落下、仕上げ材や火花等の飛散等を防止する措置を講ずること。
    - 三 必要に応じて交通誘導員を配置し、公衆の通行と工事車両の通行を適切に区分し誘導すること。
    - 四 作業場内に公衆を歩行させる場合には、第4章第24（歩行者用仮設通路）に基づき適切に歩行者用通路を設けること。
    - 五 必要に応じて工事の概要を広報すること。

## 第 10 章 各種工事

### 第 63 荷取り

第 63 施工者は、鉄筋工事を行うに当たっては、鉄筋の荷取り場所、荷取りの方法等につき、計画を立て、それを遵守しなければならない。

### 第 64 型枠及びコンクリート工事

- 第 64 施工者は、型枠工事を行うに当たっては、関係諸法令の定めるところにより型枠支保工、型枠セパレーター等の間隔等について計画書を作成し、それを遵守しなければならない。
- 2 施工者は、型枠支保工の計画に当たっては、工事の施工中に作用する荷重により生ずる応力を詳細に検討し、工事の各段階において想定される荷重に十分に耐え得る構造としなければならない。
  - 3 施工者は、コンクリート打設用機械を工事現場外に設置してコンクリートを打設する場合には、公衆に危害を及ぼさないよう、あらかじめ必要な措置を講じなければならない。
  - 4 施工者は、歩道面及び歩道上部を横断してコンクリート打設用機械の一部を設置する場合には、歩行者の通行に支障が生じないように、必要な安全措置を講じなければならない。

### 第 65 鉄骨工事

- 第 65 発注者は、鉄骨の設計に当たっては、組立て順序、建方中の構造体の安全性について十分配慮しなければならない。
- 2 施工者は、鉄骨建方を行うに当たっては、次の各号に掲げる安全対策を含む鉄骨建方計画書を作成し、施工に当たっては、それを遵守しなければならない。
    - 一 組立て順序、建方中の構造体の補強等
    - 二 仮筋かい等本接合完了までの強風、自重、特殊荷重等に対する補強
    - 三 仮ボルトの締付け方法及び締付け本数
    - 四 鉄骨に材料、機械等の重量物を積載する場合の補強等
    - 五 鉄骨建方時の機械能力及びその設置方法
    - 六 鉄骨の荷捌き場所及び荷揚げ方法
    - 七 部材の落下、ボルト類の落下及び溶接火花の飛散防止対策
    - 八 騒音防止対策
    - 九 錆の飛散防止対策

### 第 66 外装仕上げ工事

- 第 66 施工者は、外装仕上げ工事に吹付け工法等飛散のおそれのある工法を用いる場合には、吹付け材等の飛散及び臭気の滞留等による公衆災害を未然に防止するよう適切な措置を講じなければならない。
- 2 施工者は、外装仕上げ工事にカーテンウォール等を用いる場合には、材料の落下及び火花の飛散等による公衆災害を未然に防止するよう適切な措置を講じなければならない。

### 第 67 建設資材等の運搬

- 第 67 施工者は、運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関等と打合せを行い、騒音、振動、塵埃等の防止に努めなければならない。
- 2 施工者は、運搬経路の交通状況、道路事情、障害の有無等について、常に実態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

### 第 68 建設副産物

第 68 施工者は、建設副産物の処理に当たっては、建設副産物適正処理推進要綱を遵守して行わなければならない。

## 建設副産物適正処理推進要綱

平成 14 年 5 月 30 日 改正

## 第 1 章 総則

## 第 1 目的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

## 第 2 適用範囲

この要綱は、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

## 第 3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (3) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。
- (4) 「建設資材」とは、土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に使用する資材をいう。
- (5) 「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (6) 「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。
  - 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
  - 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。）においては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- (7) 「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
  - 一 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）。
  - 二 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。
- (8) 「再生利用」とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。
- (9) 「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- (10) 「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
  - 一 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
  - 二 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- (11) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
- (12) 「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。

- (13) 「特定建設資材」とは、建設資材のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号。以下「建設リサイクル法施行令」という。）で定められた以下のものをいう。
- 一 コンクリート
  - 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
  - 三 木材
  - 四 アスファルト・コンクリート
- (14) 「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (15) 「指定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材廃棄物で再資源化に一定の施設を必要とするもののうち建設リサイクル法施行令で定められた以下のものをいう。
- 木材が廃棄物となったもの
- (16) 「対象建設工事」とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。
- (17) 「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。
- (18) 「再生資源利用計画」とは、建設資材を搬入する建設工事において、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成12年法律第113号。以下「資源有効利用促進法」という。）に規定する再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- (19) 「再生資源利用促進計画」とは、資源有効利用促進法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。
- (20) 「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- (21) 「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- (22) 「下請負人」とは、建設工事を他のものから請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。
- (23) 「自主施工者」とは、建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。
- (24) 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、元請業者、下請負人及び自主施工者をいう。
- (25) 「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (26) 「解体工事業業者」とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の都道府県知事の登録を受けて建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を行う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）を営む者をいう。
- (27) 「資材納入業者」とは、建設資材メーカー、建設資材販売業者及び建設資材運搬業者を総称していう。

#### 第4 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により、適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
  - (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
  - (3) 対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行うこと。
- また、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収を行うこと。

- (4) その他の建設副産物についても、再使用がされないものは再生利用に努め、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

## 第2章 関係者の責務と役割

### 第5 発注者の責務と役割

- (1) 発注者は、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。  
発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に關しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。
- (2) また、公共工事の発注者にあつては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの適用に努めなければならない。

### 第6 元請業者及び自主施工者の責務と役割

- (1) 元請業者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等4の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。  
自主施工者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。
- (2) 元請業者は、分別解体等を適正に実施するとともに、排出事業者として建設廃棄物の再資源化等及び処理を適正に実施するよう努めなければならない。  
自主施工者は、分別解体等を適正に実施するよう努めなければならない。
- (3) 元請業者は、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に關し、中心的な役割を担っていることを認識し、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備を行わなければならない。  
また、建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすることによって、現場担当者、下請負人及び産業廃棄物処理業者に対し、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施についての明確な指示及び指導等を責任をもって行うとともに、分別解体等についての計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について教育、周知徹底に努めなければならない。
- (4) 元請業者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員、下請負人、資材納入業者及び産業廃棄物処理業者に対する建設副産物対策に關する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

### 第7 下請負人の責務と役割

下請負人は、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指示及び指導等に従わなければならない。

### 第8 その他の関係者の責務と役割

- (1) 建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材を使用しないよう努めること等により、建設資材廃棄物

の発生の抑制並びに分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が容易となるよう努めなければならない。

建設資材の販売又は運搬に携わる者は建設副産物対策に取り組むよう努めなければならない。

- (2) 建築物等の設計に携わる者は、分別解体等の実施が容易となる設計、建設廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければならない。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努めなければならない。

- (3) 建設廃棄物の処理を行う者は、建設廃棄物の再資源化等を適正に実施するとともに、再資源化等がなされないものについては適正に処分をしなければならない。

### 第3章 計画の作成等

#### 第9 工事全体の手順

対象建設工事は、以下のような手順で実施しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事については、五の事前届出は不要であるが、それ以外の事項については実施に努めなければならない。

##### 一 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行う。

##### 二 分別解体等の計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、事前調査に基づき、分別解体等の計画を作成する。

##### 三 発注者への説明

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。

##### 四 発注及び契約

建設工事の発注者及び元請業者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

##### 五 事前届出

発注者又は自主施工者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出る。

##### 六 下請負人への告知

受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、その者に対し、その工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げる。

##### 七 下請契約

建設工事の下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

##### 八 施工計画の作成

元請業者は、施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び廃棄物処理計画等を作成する。

##### 九 工事着手前に講じる措置の実施



施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、付着物の除去等の措置を講じる。

#### 十 工事の施工

施工者は、分別解体等の計画に基づいて、次のような手順で分別解体等を実施する。

建築物の解体工事においては、建築設備及び内装材等の取り外し、屋根ふき材の取り外し、外装材及び上部構造部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

建築物以外のものの解体工事においては、さく等の工作物に付属する物の取り外し、工作物の本体部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。新築工事等においては、建設資材廃棄物を分別しつつ工事を実施。

#### 十一 再資源化等の実施

元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても、可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行う。

#### 十二 発注者への完了報告

元請業者は、再資源化等が完了した旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

### 第10 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、以下の調査を行わなければならない。また、対象建設工事以外の工事においても、施工に先立ち、以下の調査の実施に努めなければならない。

- 一 工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査
- 二 分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査
- 三 工事の現場からの特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査
- 四 残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査
- 五 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査
- 六 その他対象建築物等に関する調査

### 第11 元請業者による分別解体等の計画の作成

#### (1) 計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事においては、第10の事前調査の結果に基づき、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成するよう努めなければならない。

分別解体等の計画においては、以下のそれぞれの工事の種類に応じて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号。以下「分別解体等省令」という。）第2条第2項で定められた様式第一号別表に掲げる事項のうち分別解体等の計画に関する以下の事項を記載しなければならない。

建築物に係る解体工事である場合（別表1）

- 一 事前調査の結果

- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 四 対象建築物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）である場合（別表 2）

- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程ごとの作業内容
- 四 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）である場合（別表 3）

解体工事においては、

- 一 工事の種類
- 二 事前調査の結果
- 三 工事着手前に実施する措置の内容
- 四 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 五 対象工作物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象工作物の部分
- 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

新築工事等においては、

- 一 工事の種類
- 二 事前調査の結果
- 三 工事着手前に実施する措置の内容
- 四 工事の工程ごとの作業内容
- 五 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象工作物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象工作物の部分
- 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

## (2) 発注者への説明

対象建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し、少なくとも以下の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、これに準じて行うよう努めなければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

## (3) 公共工事発注者による指導

公共工事の発注者にあつては、建設リサイクルガイドラインに基づく計画の作成等に関し、元請業者を指導するよう努めなければならない。

## 第12 工事の発注及び契約

### (1) 発注者による条件明示等

発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要な経費を計上しなければならない。なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない

### (2) 契約書面の記載事項

対象建設工事の請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたもののほか、以下の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 分別解体等の方法
- 二 解体工事に要する費用
- 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 四 再資源化等に要する費用

また、対象建設工事以外の工事においても、請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたものについて書面に記載するとともに、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。また、上記の一から四の事項についても、書面に記載するよう努めなければならない。

### (3) 解体工事の下請契約と建設廃棄物の処理委託契約

元請業者は、解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。

## 第13 工事着手前に行うべき事項

### (1) 発注者又は自主施工者による届出等

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について、別記様式（分別解体等省令第2条第2項で定められた様式第一号）による届出書により都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出なければならない。

国の機関又は地方公共団体が上記の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長にその旨を通知しなければならない。

### (2) 受注者からその下請負人への告知

対象建設工事の受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、対象建設工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げなければならない。

### (3) 元請業者による施工計画の作成

元請業者は、工事請負契約に基づき、建設副産物の発生の抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めなければならない。

自主施工者は、建設副産物の発生の抑制が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画の作成に努めなければならない。

### (4) 事前措置

対象建設工事の施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事の施工者も、作業場所及び搬出経路の確保に努めなければならない。

発注者は、家具、家電製品等の残存物品を解体工事に先立ち適正に処理しなければならない。

#### 第14 工事現場の管理体制

##### (1) 建設業者の主任技術者等の設置

建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）で定められた基準に適合する者（以下「主任技術者等」という。）を置かなければならない。

##### (2) 解体工事業者の技術管理者の設置

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以下「解体工事業者登録省令」という。）で定められた基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。

##### (3) 公共工事の発注者にあつては、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

##### (4) 標識の掲示

建設業者及び解体工事業者は、その店舗または営業所及び工事現場ごとに、建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められた事項を記載した標識を掲げなければならない。

##### (5) 帳簿の記載

建設業者及び解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められたものを記載し、これを保存しなければならない。

#### 第15 工事完了後に行うべき事項

##### (1) 完了報告

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 再資源化等が完了した年月日
- 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 三 再資源化等に要した費用

また、対象建設工事以外においても、元請業者は、上記の一から三の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

##### (2) 記録の保管

元請業者は、建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管しなければならない。

### 第4章 建設発生土

#### 第16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進

##### (1) 搬出の抑制

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設工事の施工に当たり、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生を抑制するとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

(2) 工事間の利用の促進

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

**第17 工事現場等における分別及び保管**

元請業者及び自主施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

**第18 運搬**

元請業者及び自主施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- (1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (3) 海上運搬をする場合は、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。

**第19 受入地での埋立及び盛土**

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上埋立地において埋め立てる場合には、上記のほか、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

**第5章 建設廃棄物**

**第20 分別解体等の実施**

対象建設工事の施工者は、以下の事項を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工者は以下の事項を行うよう努めなければならない。

(1) 事前措置の実施

分別解体等の計画に従い、残存物品の搬出の確認を行うとともに、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために、付着物の除去その他の措置を講じること。

(2) 分別解体等の実施

正当な理由がある場合を除き、以下に示す特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準に従い、分別解体を行うこと。

建築物の解体工事の場合

- 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く。）の取り外し
- 二 屋根ふき材の取り外し
- 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
- 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。

#### 工作物の解体工事の場合

- 一 さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- 二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- 三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、工作物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。

#### 新築工事等の場合

工事に伴い発生する端材等の建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工すること。

(3) 元請業者及び下請負人は、解体工事及び新築工事等において、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

- 一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。
- 二 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。
- 三 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
- 四 特別管理産業廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別に努めること。
- 五 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破碎等を行い、分別すること。

(4) 自主施工者は、解体工事及び新築工事等において、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

- 一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。
- 二 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
- 三 特別管理一般廃棄物の分別を行うとともに、再資源化できる一般廃棄物の分別に努めること。

(5) 現場保管

施工者は、建設廃棄物の現場内保管に当たっては、周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管しなければならない。

## 第21 排出の抑制

発注者、元請業者及び下請負人は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生抑制を行うとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並びに縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

自主施工者は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生抑制を行うよう努めるとともに、現場内での再使用を図り、建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

## 第22 処理の委託

元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。
- (2) 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。

- (3) 建設廃棄物の排出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

### 第23 運搬

元請業者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。  
(2) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。  
(3) 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。  
(4) 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

### 第24 再資源化等の実施

- (1) 対象建設工事の元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。  
また、対象建設工事で生じたその他の建設廃棄物、対象建設工事以外の工事で生じた建設廃棄物についても、元請業者は、可能な限り再資源化に努めなければならない。  
なお、指定建設資材廃棄物（建設発生木材）は、工事現場から最も近い再資源化のための施設までの距離が建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）で定められた距離（50km）を越える場合、または再資源化施設までの道路が未整備の場合で縮減のための運搬に要する費用の額が再資源化のための運搬に要する費用の額より低い場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。  
(2) 元請業者は、現場において分別できなかつた混合廃棄物については、再資源化等の推進及び適正な処理の実施のため、選別設備を有する中間処理施設の活用を努めなければならない。

### 第25 最終処分

元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

## 第6章 建設廃棄物ごとの留意事項

### 第26 コンクリート塊

- (1) 対象建設工事  
元請業者は、分別されたコンクリート塊を破砕することなどにより、再生骨材、路盤材等として再資源化をしなければならない。  
発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。  
(2) 対象建設工事以外の工事  
元請業者は、分別されたコンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

### 第27 アスファルト・コンクリート塊

- (1) 対象建設工事  
元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊を、破砕することなどにより再生骨材、路盤材等として又は破砕、加熱混合することなどにより再生加熱アスファルト混合物等として再資源化をしなければならない。  
発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。  
(2) 対象建設工事以外の工事  
元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

## 第28 建設発生木材

### (1) 対象建設工事

元請業者は、分別された建設発生木材を、チップ化することなどにより、木質ボード、堆肥等の原材料として再資源化をしなければならない。また、原材料として再資源化を行うことが困難な場合などにおいては、熱回収をしなければならない。

なお、建設発生木材は指定建設資材廃棄物であり、第24(1)に定める場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない

### (2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別された建設発生木材について、(1)のような再資源化等に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

### (3) 使用済み型枠の再使用

施工者は、使用済み型枠の再使用に努めなければならない。

元請業者は、再使用できない使用済み型枠については、再資源化に努めるとともに、再資源化できないものについては適正に処分しなければならない。

### (4) 伐採木・伐根等の取扱い

元請業者は、工事現場から発生する伐採木、伐根等は、再資源化等に努めるとともに、それが困難な場合には、適正に処理しなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

### (5) CCA処理木材の適正処理

元請業者は、CCA処理木材について、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行わなければならない。

## 第29 建設汚泥

### (1) 再資源化等及び利用の推進

元請業者は、建設汚泥の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、廃棄物処理法に規定する再生利用環境大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

### (2) 流出等の災害の防止

施工者は、処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

## 第30 廃プラスチック類

元請業者は、分別された廃プラスチック類を、再生プラスチック原料、燃料等として再資源化に努めなければならない。特に、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。

また、再資源化できないものについては、適正な方法で縮減をするよう努めなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

## 第31 廃石膏ボード等

元請業者は、分別された廃石膏ボード、廃ロックウール化粧吸音板、廃ロックウール吸音・断熱・保温材、廃ALC板等の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、広域再生利用環境大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用するよう努めなければならない。

また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。



特に、廃石膏ボードは、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、石膏ボード原料等として再資源化及び利用の促進に努めなければならない。また、石膏ボードの製造に携わる者による新築工事の工事現場から排出される石膏ボード端材の収集、運搬、再資源化及び利用に向けた取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。

### 第32 混合廃棄物

- (1) 元請業者は、混合廃棄物について、選別等を行う中間処理施設を活用し、再資源化等及び再資源化されたものの利用の促進に努めなければならない。
- (2) 元請業者は、再資源化等が困難な建設廃棄物を最終処分する場合は、中間処理施設において選別し、熱しゃく減量を5%以下にするなど、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

### 第33 特別管理産業廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、解体工事を行う建築物等に用いられた飛散性アスベストの有無の調査を行わなければならない。飛散性アスベストがある場合は、分別解体等の適正な実施を確保するため、事前に除去等の措置を講じなければならない。
- (2) 元請業者は、飛散性アスベスト、PCB廃棄物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。

### 第34 特殊な廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光管等について、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。
- (2) 施工者は、非飛散性アスベストについて、解体工事において、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び廃棄物の処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講じなければならない。

## 建築工事安全施工技術指針

### 第Ⅰ編 総 則

#### (目的)

第1 本指針は、官庁施設の建築工事、建築設備工事等における事故・災害を防止するための一般的な技術上の留意事項と必要な措置等について定め、もって施工の安全を確保することを目的とする。

#### (適用範囲)

第2 本指針は、建築物の新築、増築、改修（修繕、模様替）又は解体（除却）のために必要な工事（以下「工事」という。）を対象とする。

2 施工者は、本指針を参考とし、常に工事の安全な施工に努めるものとする。

### 第Ⅱ編 一般・共通事項

#### 第1章 安全施工の一般事項

##### (法令の厳守)

第3 工事の安全施工については、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に定めるもののほか、この指針の定めるところによること。

##### (一般的事項)

第4 工事の着手に先立ち、事前調査を行い、その結果に基づいて総合仮設及び工種別の安全に関する施工計画を立て、その内容を工事関係者へ周知させること。

なお、事前調査に際しては既存の地中埋設管路の有無に十分に注意を払うこと。

2 施工に当たっては、計画のとおり実施するとともに、常に確認を行い、計画と相違する点を発見し、又は予見した場合は、速やかに是正措置を講ずること。

3 事前検討の際の条件と実際の施工条件との相違又は設計変更等、新たに生じた状況等により当初の施工計画に変更が生じる場合は、全体状況を勘案して速やかに是正措置を講ずること。

##### (安全措置一般)

第5 工事における事故・災害（火災、墜落、転落、飛来・落下、崩壊、倒壊、酸素欠乏症等、熱中症、石綿被害、化学物質関連等）を防止するため、安全施工に関する技術的方策を講ずること。

2 工事中における異常気象（大雨、強風、大雪、雷等）、大地震及び大津波に対応するため、最新の気象情報等の収集に努め安全施工に関する技術的方策を講ずること。

#### 第2章 仮設工事

##### (共通事項)

第6 仮設物の計画に当たっては、関連する別工事（以下「関連工事」という。）及び関連する施設との関係を総合的に考慮し、作業方法、作業手順等を検討すること。

2 仮設物の組立及び解体（使用時の不都合に際しての改造・盛替え等も含む。）に当たっては、適正な機器、材料を使用し、所定の有資格者等を配置して、計画された手順等に従って作業を行うこと。

また、当該工事及び関連工事の関係者（以下「関係者」という。）に対して、時期、範囲、順序等を周知させること。

3 仮設物の使用に当たっては、設置期間中の保守・点検を行い、良好な状態を保つとともに、関係者に対して、仮設物の使用に当たっての遵守事項を周知させること。

また、異常気象等に対しては、速やかに必要な安全対策を講ずること。

##### (足場)

第7 足場の計画に当たっては、想定される荷重及び外力の状況、使用期間等を考慮して、種類及び構造を決定すること。

2 足場の使用に当たっては、関係者に対して、計画時の条件等を明示したうえで、周知させること。

3 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じ、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）による足場及び装備機材の設置を検討すること。

（仮設通路）

第8 仮設通路の計画に当たっては、設置位置、安全誘導措置等を検討すること。

2 仮設通路の使用に当たっては、表示板等による安全誘導措置を講ずること。

（作業構台）

第9 作業構台の計画に当たっては、使用目的に応じた位置、形状及び規模とするとともに、積載荷重及び外力に対して安全な構造とし、墜落、落下等の事故の防止策を検討すること。

2 作業構台の使用に当たっては、関係者に対して、積載荷重等を明示したうえで、周知させること。

（仮囲い、出入口）

第10 工事現場には、工事範囲を明確にし、第三者の侵入を防止するため、仮囲いを設置すること。

また、工事車両及び関係者の出入口を設置したうえで出入口であることを表示すること。

2 仮囲い、出入口の組立及び解体（工事に伴う盛替えを含む。）に当たっては、関係者及び第三者に十分注意して作業を行うこと。

（仮設建物）

第11 仮設建物（事務所、材料置場、下小屋等）の計画に当たっては、床荷重、強風等を考慮し、それらに耐えうる構造とすること。

2 仮設建物の使用に当たっては、火元責任者等を選任し、消火器等の設置、喫煙場所を限定する等、火災等の発生防止に努めること。

（仮設設備）

第12 工事用電力設備の計画に当たっては、関係法令等を遵守し、漏電、感電、火災等の事故防止に努めること。

2 各種仮設設備（給排水、衛生設備、空調設備、照明設備等）の計画に当たっては、全施工計画並びに作業員の作業環境及び衛生環境を考慮すること。

3 各種仮設設備の使用に当たっては、関係者に対しては、計画時の条件等を明示したうえで、周知させること。

### 第3章 建設機械

（一般的事項）

第13 建設機械の計画に当たっては、その機能と能力が該当作業の状況に適切であることを確認したうえで機種を選定すること。

2 建設機械の使用に当たっては、取扱い環境を把握し、倒壊、転倒、接触等の事故を防止するための措置を講ずるとともに、法令で定める有資格者に操作させること。

また、日常及び定期の点検整備を適正に行い、異常気象等に対しては、速やかに必要な安全対策を講ずること。

（賃貸機械等の使用）

第14 賃貸機械又は貸与機械の使用に当たっては、十分な点検整備がされていることを確認し、取扱い関係者に対して、操作方法、機械性能等を周知させること。

2 運転者付き機械の使用に当たっては、当該運転者が有資格者であることを確認すること。

### 第Ⅲ編 各種工事

#### 第 1 章 建築工事

##### (土工事)

- 第 15 土工事の計画に当たっては、現地調査及び地盤調査の結果並びに当該工事規模、工期等の施工条件を検討したうえで、適正な構工法を選定すること。
- 2 山留めの点検、計測管理の方法及び体制を事前に検討したうえで確立し、地盤及び山留めの崩壊、周辺地盤の沈下、埋設物・構造物の損壊等の事故の防止策を検討すること。
  - 3 重機の使用に当たっては、地盤の崩壊に伴う倒壊、接触、はさまれ等の事故の防止策を講ずること。
  - 4 地山掘削や山留め支保工の組立・解体に当たっては、作業主任者を選任し、作業を指揮させること。
  - 5 異常を確認した場合は、速やかにその防護措置を講ずること。

##### (地業工事)

- 第 16 地業工事の計画に当たっては、現地調査や地盤調査を行い、埋設物の破損、重機の倒壊等の事故の防止策を検討すること。
- 2 地業工事の施工に当たっては、所定の有資格者に作業を指揮させること。
  - 3 杭工事の施工に当たっては、酸欠、杭孔への転落等の事故防止策を講ずること。

##### (躯体工事)

- 第 17 躯体工事の計画に当たっては、材料の飛来・落下等による事故・災害の防止策を検討すること。
- 特に、鉄骨工事においては、組立時の倒壊及び転倒、型枠工事においては、支柱等の崩壊を防止する措置を事前に検討すること。
- 2 躯体工事の施工に当たっては、各作業の有資格者に作業を指揮させること。

##### (仕上工事)

- 第 18 仕上工事の計画に当たっては、飛来・落下、火災、有機溶剤中毒等、関係者への影響も考慮した事故・災害の防止策を検討すること。
- 2 仕上工事の施工に当たっては、足場（移動式、簡易式を含む。）からの墜落、転落等の事故防止策を講ずること。

#### 第 2 章 電気設備工事

##### (一般的事項)

- 第 19 電気設備工事の計画に当たっては、関連工事、関連施設及び関係者と調整のうえ、安全に関する施工計画を作成し、その計画のとおり実施すること。

##### (施工)

- 第 20 電気設備工事の施工に当たっては、工事の進捗に応じた適切な機械工具、仮設設備等を選定し、適正に使用すること。
- 2 計画に変更が生じた場合は関係者と協議のうえ、速やかに必要な措置を講ずること。

##### (試運転・調整)

- 第 21 電気設備工事の試運転・調整に当たっては、所定の有資格者の指揮のもと、感電、機械器具等による事故・災害の防止のため、作業内容を関係者に周知徹底するとともに、安全区域を設定し表示する等の対策を講ずること。
- また、受電後、受変電室等への関係者以外の立入りを禁ずること。

#### 第 3 章 機械設備工事

##### (一般的事項)

第 22 機械設備工事の計画に当たっては、関連工事、関連施設及び関係者と調整のうえ、安全に関する施工計画を作成し、その計画のとおり実施すること。

(施工)

第 23 機械設備工事の施工に当たっては、工事の進捗に応じた適切な機械工具、仮設設備等を選定し、適正に使用すること。

2 計画に変更が生じた場合は関係者と協議のうえ、速やかに必要な措置を講ずること。

(試運転・調整)

第 24 機械設備工事の試運転・調整に当たっては、所定の有資格者の指揮のもと、高温、低温、高圧、危険物、感電、電動機械器具等による事故・災害の防止のため、作業内容を関係者に周知徹底するとともに、安全区域を設定し表示する等の対策を講ずること。

(昇降機設備工事)

第 25 昇降機設備の計画に当たっては関連工事、関連施設及び関係者と事前に協議を行い、据付工事開始時期及び据付工法を決定のうえ、その工法に適した安全施工計画を作成し、その計画のとおり実施すること。

2 昇降機設備の施工に当たっては、関係者に対して安全対策を講ずること。

3 昇降機設備の試運転・調整に当たっては、回転部及びロープへの巻き込まれ、ピット又はオーバーヘッド部分ではさまれ、エレベーターシャフトへの転落等の防止に留意するとともに、関係者に対する安全対策を講ずること。

4 昇降機設備の仮使用に当たっては、管理責任者を定め、運行管理を行わせること。

#### 第 4 章 外構工事

(計画)

第 26 外構工事の計画に当たっては、敷地条件、関連工事間の関係及び敷地周辺への影響を考慮して、使用する機械及び作業手順を決定し、その計画のとおり実施すること。

(施工)

第 27 外構工事の施工に当たっては、建設機械及び運搬車両との接触等による事故・災害の防止に努めるとともに、現場周辺での第三者に対する事故・災害の防止のための措置を講ずること。

また、作業に変更が生じた場合は、関連工事と調整を行うとともに、関係者に対して周知させること。

#### 第 5 章 改修工事

(計画)

第 28 改修工事の計画に当たっては、使用している施設の一部で工事を実施するため、作業日、作業時間等に制限があることを考慮し、事前調査を行ったうえで、適正な工法及び手順を決定すること。

既存施設が建設後、複数年を経過し地中埋設管路が不明な場合は、特に埋設物調査を入念に実施すること。

2 防災施設、避難通路等については、仮使用されている部分を含めた総合的な安全対策を講ずること。

(施工)

第 29 改修工事の施工に当たっては、解体工事を含めた関連工事との関係を考慮し、それぞれの作業手順に従って作業を行うとともに、周辺環境及び第三者に対する安全措置、既存施設の火災、損壊等による関係者以外への危害防止措置を講ずること。

2 振動、騒音、粉じん、石綿等、有機溶剤等による周辺環境の悪化を防止する措置を講ずること。

3 夜間作業を行う場合は、休憩所の確保等、安全衛生管理を行うこと。

(産業廃棄物)

第 30 改修工事で発生する解体材は、関係法令に従って分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行うこと。

## 第 6 章 解体工事

(計画)

第 31 解体工事の計画に当たっては、解体物、周辺環境、埋設物等の事前調査を行ったうえで、適正な工法及び手順を決定すること。

2 解体工事で発生する解体材の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等についての適正な方法及び手順を決定すること。

(施工)

第 32 解体工事の施工に当たっては、周辺環境及び第三者に対する配慮並びに飛散、倒壊等による事故・災害の防止策を講ずること。

(産業廃棄物)

第 33 解体工事で発生する解体材は、関係法令に従い分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行うこと。

## 建築物の解体工事における外壁の崩落等による 公衆災害防止対策に関するガイドライン

建築物の解体工事にあたっては、事故防止（特に外壁等の崩落による公衆災害の防止）を図るため関係する法令、指針等の遵守を徹底するほか、特に以下に留意しなければならない。

### （事前情報の提供・収集と調査の実施による施工計画の作成）

発注者及び施工者は、解体対象建築物の構造等を事前に調査、把握するとともに、事故防止に十分配慮した解体工法の選択、施工計画の作成を行うこと。

- ・発注者は、解体対象建築物の設計図書（構造図、構造計算書、設備図を含む。）、増改築記録、メンテナンスや点検の記録等（以下「設計図書等」という。）の情報を可能な限り施工者に提供すること。提供できる情報が少ない場合は、事前に必要な調査を行うこと。
- ・発注者及び施工者は、解体工事の契約にあたっては、余裕のある工期や適正なコストを設定すること。
- ・施工者は、提示された設計図書等を十分把握するとともに、実況が設計図書等と異なることを想定し、各構造部分等の十分な目視確認などの調査を行うこと。また、施工者は、大スパン等の特殊な構造の建築物の解体にあたっては、必要に応じて構造の専門家と十分に相談する等、安全性を考慮した工法の選択、施工計画の作成を行うこと。

### （想定外の状況への対応と技術者等の適正な配置）

施工者は、解体工事途中段階で想定外の構造、設備等が判明した際は、工事を一時停止し施工計画の修正を検討すること。

- ・施工者は、解体工事において、内装材、設備配管、構造材等の撤去中に、想定外の構造形式により建築されていることが判明したり、鉄骨の腐食、溶接不良等、施工計画において想定していなかった状況が判明した場合は、工事を一時中断し、必要な調査等を行い、それを踏まえた工法の変更や安全措置の追加等、施工計画の修正の検討を行うこと。
- ・施工者は、技術者等の選任にあたっては、解体工事の知識、経験の十分な者を選任する等、体制の整備を図ること。
- ・施工計画の修正の検討にあたっては、その内容、工期等について、発注者、元請の建設業者、解体工事業者等との間で、十分な協議を行うこと。

### （建築物外周の張り出し部、カーテンウォール等の外壁への配慮）

施工者は、公衆災害を防止する観点から、特に、①建築物の外周部が張り出している構造の建築物、②カーテンウォール等、外壁が構造的に自立していない工法の建築物の解体工事の施工にあたっては、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成、工事の実施を適切に行うこと。

- ・施工者は、建築物外周の張り出し部、外壁等が外側に倒壊、落下すれば、重大な公衆災害を引き起こす可能性が高いことを十分認識し、適切な工法、手順を採用する等必要な対策を講ずること。

- ・ 施工者は、張り出し部分は、原則としてそれを支持する構造体が安定している段階で撤去するか、構造体の重心が外側にかからないよう適切に支持する等の配慮をすること。
- ・ 施工者は、外壁の転倒工法等を用いる場合、同時に解体する部分の一体性を確保するとともに、過度な力を加えず内側に安全に転倒させること。
- ・ 施工者は、プレキャスト板等のカーテンウォールは、それ自体で自立しないことを十分認識し、落下、転倒等を防止するような支持の方法について十分な配慮を行うこと。

#### (増改築部等への配慮)

施工者は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造等の異なる構造の接合部、増改築部分と従前部分の接合部等の解体については、特に接合部の強度等に十分配慮して、施工計画の作成、工事の実施を行うこと。

- ・ 増改築部分と従前部分の接合部は、エキスパンションジョイントやあと施工のアンカー等、増改築特有の構造となっていること、また、小規模な建築物、や古い建築物の場合は、設計図書等（特に、構造図、増改築記録）が残されていないことが多いこと等から、施工者は、異なる構造の接合部等について特に、十分な目視確認等による調査を行い、慎重に施工計画を作成すること。

#### (大規模な建築物への配慮)

発注者及び施工者は、大規模な建築物の解体工事における事故の影響、責任、解体工事に係る技術の必要性等を十分認識し、関係法令を遵守するとともに、適切な契約、施工計画の作成、工事の実施を行うこと。

- ・ 発注者及び施工者は、大規模な建築物の解体工事は、新築時と同様に、十分な調査を行うとともに、設計図書等に基づく施工計画、施工管理等が必要であることを認識すること。
- ・ 発注者及び施工者は、事故が生じた場合の被害の甚大さや、過失責任を十分認識すること。

#### (建築物の設計図書等の保存)

建築物の所有者及び管理者は、新築時及び増改築時の設計図書等や竣工図の保存、継承に努めること。

- ・ 建築物の設計図書等の情報は、建築物の適正な維持保全に必要であるとともに、解体時における安全性の検討にとっても重要であることから、建築物の所有者及び管理者は、新築時及び増改築時の設計図書等（特に構造図、増改築記録）や竣工図の保存に努め、建築物の譲渡、売買等に際しても、その継承に努めること。



【参考資料】建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン  
(平成15年7月3日)